

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者募集要項
(案)

令和8年 月

船橋市 健康政策課

目 次

募集要項等一覧表	4
船橋市夜間休日急病診療所指定管理者募集要項.....	5
1 指定管理者が行う管理の基本方針.....	5
(1) 診療所の役割	5
(2) 診療所の管理の基本方針.....	5
2 施設の概要	5
3 指定管理者が行う業務	6
4 診療所の診療日等	7
(1) 診療日、診療科目、診療時間.....	7
(2) 診療時間の変更等について.....	7
5 指定期間	8
6 選定方法	8
7 管理運営に関する経費等	8
(1) 診療費について	8
(2) 指定管理料について	8
(3) 指定管理料の精算	9
(4) 修繕について	9
(5) 物品について	9
(6) 光熱水費及び施設管理費について.....	10
(7) 事業所税	10
8 リスク分担	10
9 業務評価	11
(1) モニタリングの実施	11
(2) 労働関係法令の遵守状況の確認について.....	11
(3) 改善指導と指示について.....	11
(4) 評価結果の公表について.....	11
(5) 指定の取消し及び業務の一時停止について.....	11
10 その他管理運営にあたっての留意事項.....	11
(1) 法令等の遵守について.....	11
(2) 損害賠償請求等への対応について.....	12
(3) 事業の周知・啓発について.....	12
(4) 苦情等への対応について.....	12

(5) 事故及び災害等への対応について.....	13
(6) 職員配置及び職員研修の実施について.....	13
(7) 個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開.....	13
(8) 文書等の管理保管	13
(9) 利用者の声の把握	13
(10) 監査等への協力	14
(11) 本市への報告等	14
(12) 災害等発生時の対応協力について.....	14
(13) 障害者差別解消に係る配慮.....	14
(14) 救護体制の強化について.....	14
11 指定管理者募集に関する事項	14
(1) スケジュールについて.....	14
(2) 申請資格	15
(3) 申請の手続きについて.....	16
①申請書類	16
②提出書類の言語等.....	16
③申請書類の受付	17
④注意事項	17
⑤失格事項	17
⑥申請における留意事項.....	18
12 指定管理者候補者の審査・選定等.....	19
(1) 指定管理者選定委員会の設置について.....	19
(2) 選定委員会による審査について.....	19
①出席者	19
②発表方法	20
③面接審査の日時等.....	20
(3) 審査のポイントについて.....	20
(4) 評価基準	20
①書面審査評価基準.....	20
②面接審査評価基準.....	21
(5) 審査結果の通知及び公表について.....	21
(6) 協議の開始について	21
(7) 指定管理者の指定について.....	22
13 指定管理者との協定の締結	22

14	指定の取消し等	22
	（１）指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合.....	22
	（２）指定管理者からの協議による場合.....	23
	（３）不可抗力等による場合.....	23
	（４）指定取消し等にかかる損害賠償について.....	23
15	業務の引継ぎ	23
	（１）指定終了時の引継ぎについて.....	23
	（２）引継ぎに要する費用について.....	23
16	問合せ先及び申請書類提出先	23

募集要項等一覧表

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者募集要項（本紙）
添付資料 （資料１）利用状況 （資料２）簡易平面図 （資料３）複合施設における施設別基本開館時間一覧表 （資料４）備品一覧表 （資料５）報告書一式 （資料６）船橋市夜間休日急病診療所年報（令和６年度） （資料７）障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領 （資料８）船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針 （資料９）船橋市夜間休日急病診療所条例 （資料１０）船橋市夜間休日急病診療所条例施行規則
申請書類 （申請書類１）船橋市夜間休日急病診療所指定管理者指定申請書 （申請書類２）船橋市夜間休日急病診療所事業計画書 （申請書類３）法人等概要書 （申請書類４）誓約書 （申請書類５）（申請時）労働条件チェックシート （申請書類６）役員名簿 （申請書類７）指定管理者指定申請辞退届

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者募集要項

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、地方自治法第244条の2に定められております。

船橋市（以下「本市」という。）は、平成24年4月より船橋市夜間休日急病診療所（以下、「診療所」という。）業務について、船橋市夜間休日急病診療所条例（平成23年船橋市条例第25号、以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、指定管理者制度を導入しています。平成24年4月より公益財団法人船橋市医療公社が指定管理者として運営してきましたが、令和9年3月31日をもって指定管理期間である5年が経過することから、令和9年4月1日以降の指定管理者を改めて募集します。

なお、募集要項は、4ページの一覧表のとおり、本紙の他、添付資料及び申請書類から構成されており、これらは募集要項と一体のものです。（以下「募集要項等」という。）また、本募集要項等については、申請のための検討以外の目的で使用することはできません。

募集要項等に記載された内容は、特に記載されたものを除き、令和8年4月1日現在のものです。

1 指定管理者が行う管理の基本方針

（1）診療所の役割

夜間及び休日における急病患者に対し応急的な診療を行う診療所です。

（2）診療所の管理の基本方針

診療所は、本市が設置する「公の施設」です。上記（1）の診療所の役割や公の施設としての特性を理解し、下記に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

- ① 利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上を図ること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮させ、効率的な管理を行うこと。
- ③ 適正かつ安定した管理を行うこと。
- ④ 関係法令等を遵守すること。
- ⑤ 危機管理に対応する適切な体制を整えること。

2 施設の概要

船橋市夜間休日急病診療所	
所在地	船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター1階
開設年月日	昭和48年12月1日（平成27年10月1日現在地に移転）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階地下1階の1階部分

建物面積	526.69 m ² （保健福祉センター延床面積 13876.06 m ² ）
施設内容	診察室、処置室、調剤室、待合室、事務室、更衣室、休憩室、控室、仮眠室、トイレ、風除室
併設施設	保健所、中央保健センター、中部地域包括支援センター、こども発達相談センター、かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所、在宅医療支援拠点、地域活動支援センターなど

3 指定管理者が行う業務

診療所における指定管理者の業務は次のとおりです。このほか、申請者から提案のあった事項についても指定管理者の行う業務となります。

なお、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、本市の承認を得て委託することができます。

① 条例第4条及び第6条に規定する業務に関すること。

（業務）
第4条 診療所は、次に掲げる業務を行うものとする。
（1） 夜間及び休日における応急的な診療に関すること。
（2） その他市長が必要があると認めること。
（指定管理者が行う業務）
第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（1） 第4条各号に掲げる業務に関すること。
（2） 第11条第1項に規定する診療費の収受に関すること。
（3） 診療所の施設及び設備の維持管理に関すること。
（4） その他診療所の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの。

② 併設施設がある場合、診療所部分のほか、共用部や施設全体に係る設備及び物品の管理に関すること「(資料2) 簡易平面図」参照)。

③ 自主事業について

必要に応じて、指定管理者自らの企画による自主的な事業（以下「自主事業等」という）を実施して下さい。自主事業等とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画・実施する事業です。自主事業等は、利用者サービスの向上を図る観点から、施設の設置目的を積極的に推進するために行うものです。

また、指定期間開始後に自主事業等を実施する場合、事業計画書で提案したものも含めて下記のとおり事前の承認が必要となります。

ア．実施する前に、本市の承認を受けてください。

イ．本市は提案された自主事業等について、施設の設置目的等を総合的に判断し、ふさわしい内容ではないと判断した場合は実施を承認しないこともあります。

ウ．承認後、自主事業等によって本来業務に支障が生じていると判断した場合、本市は自主事業等の中止、変更等を命ずる場合があります。

④ 付帯業務について

指定管理業務とは別に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づく指定公金事務（手数料の徴収）を付帯業務として行ってください。

また、診断書及び証明書の発行手数料については、指定管理者が収納した後、すみやかに市が作成する納付書により市に納付していただき、後日、指定管理者が納付した額と同額を、委託料として市から指定管理者へ支払います。

4 診療所の診療日等

（1）診療日、診療科目、診療時間

診療日	診療科目	診療時間
1 日曜日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。次項において同じ。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	小児科	午前9時から午後5時まで及び午後6時から翌日の午前6時まで
	内科及び外科	午後9時から翌日の午前6時まで
2 土曜日（年末年始及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）	小児科	午後6時から翌日の午前6時まで
	内科及び外科	午後9時から翌日の午前6時まで
3 前2項に掲げる日を除く日	小児科	午後8時から翌日の午前6時まで
	内科及び外科	午後9時から翌日の午前6時まで

（2）診療時間の変更等について

条例の規定により指定管理者は、必要があると認めるときは、地域住民の迷惑となる場合等を除き、市長の承認を得て診療開始時刻を繰り上げ、又は診療終了時刻を繰り下げることができます。この場合、変更後の繰り上げ又は繰り下げた時刻を規則で定めることとしており、規則の改正が必要となります。

しかし、臨時の変更の場合には規則に定めることを必要としないため、指定管理者は必要

があると認めるときは、定められた様式により市長の承認を得てください。

なお、診療時間の延長に伴う指定管理料の増額はいたしません。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

ただし、本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 選定方法

一次救急医療を担う診療所は、船橋市医師会等に所属している医師により、当番制での診療を行っていることから、船橋市と船橋市医師会が設立した公益財団法人船橋市医療公社が引き続き管理運営することとして、募集方法は非公募とします。

ただし、非公募の場合であっても、指定管理者として適正な管理を行うための一定の基準を満たしているかどうかについて審査をする必要があることから、選定委員会による審査を行います。

7 管理運営に関する経費等

診療所の管理運営に要する経費は、条例第11条に定める診察料、処置料、投薬料その他の診療費（以下「診療費」という。）、市が支払う指定管理料により賄うこととします。

（1）診療費について

診療費は、指定管理者の収入となります。

（2）指定管理料について

申請者が提案する指定管理料は、次に示す参考金額（消費税等を含む）以下としてください。参考金額を超えて提案を行った場合は失格となります。

＜参考金額（指定期間全体）＞

円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

指定管理者候補者として選定された場合、提案された金額に基づいて本市の予算の範囲内で指定管理料について協議を行い、令和8年第4回船橋市議会定例会にて債務負担行為の議決を得る予定です（提案のあった金額がそのまま指定管理料とはならない場合があります。）。

なお、本市が支払う指定管理料の支払い時期、方法等については、指定管理者と協議のうえ決定し、指定管理者と本市との間で締結する年次協定で定めるものとします。

指定管理料及び診療費で賄うべき経費は、「**3 指定管理者が行う業務**」で示す業務の実施に要する一切の経費となります。

なお、「8 リスク分担」で示す本市がリスク分担者となっている項目については、指定管理料に含んでおりません。

（３）指定管理料の精算

各年度の事業終了後に、市による精査を受けた上で、その時点における本事業の収支を確定することとします。

この時、指定管理料が不足する場合、次の「精算に関する考え方」を基に、本市と指定管理者で協議の上、不足する指定管理料について市から支払うこととします。

なお、剰余金がある場合、相当額の指定管理料を市へ返還することとします。

〈精算に関する考え方〉

実績が事業計画において想定した受診者数を下回ったことや診療報酬改定による収益の減少については、本施設の設置目的を踏まえ、指定管理者の経営努力の及ばない事由であることから、精算対象として協議を行います。

一方で、経費の増加に関しては、指定管理者の経営努力による効率的な施設管理を促すため、一義的には、指定管理者の負担とします。

ただし、本市と指定管理者で事前に協議の上、市が認めた経費については、精算対象とします。

（４）修繕について

施設及び設備の修繕については、１件あたり３０万円未満（見積金額であって消費税等を含む。）の場合にあつては指定管理者が実施することとします。１件とは、合理的な理由による修繕単位です。修繕実施後の施設及び設備は本市に帰属するものとします。

なお、１件あたり３０万円未満であっても本市が加入する施設所有（管理）者賠償責任保険の適用となる場合は本市が修繕を実施することがあります。

（５）物品について

現に使用中の本市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。本市所有の物品は「（資料４） 備品一覧表」に示すとおりです。

貸与した物品が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、性質又は形状を変えことなくおおむね３年以上の使用に耐える物で買い替えや補充に係る費用が１個あたり３万円（見積金額であって、消費税等を含む。）以上の物品については、原則として本市が予算の範囲内で必要に応じて購入します。また、上記以外の３万円未満の物品については原則として指定管理者が購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属します。

指定管理者が管理運営を行う施設において指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することとなり

ます。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属します。

ただし、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品についても、本市と指定管理者での協議の上、本市又は本市が指定するものに引き継ぐことができるものとしします。

（６）光熱水費及び施設管理費について

事業運営に要する光熱水費や施設管理費等については、指定管理者が支払うこととします。算定方法については、保健福祉センター延べ床面積に対する診療所の面積比率及び個別メーターにより算出します。

（７）事業所税

医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所であるため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７０１条の３４第３項第９号の規定により非課税となります。

８ リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、次の表のとおりとし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議するものとしします。

○指定期間（令和９年４月１日～令和１４年３月３１日）内における主なリスク

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担者	
		船橋市	指定管理者
制度関連等	広く事業者一般を対象とした法制度、許認可制度等の新設・変更によるリスク		○
	本施設の管理運営業務にのみ直接影響を及ぼす法制度、許認可制度等の新設・変更によるリスク	○	
	税制度の新設・変更によるリスク	協議事項	
自然災害	自然災害（暴風雨、豪風雨、洪水、地震、落盤等）に伴う、施設、設備の修復による経費	○	
	不可抗力に伴う業務履行不能	協議事項	
資金調達	管理運営に必要な設備投資、人員配置等に充てる資金の確保		○
引継経費	管理運営の引継ぎに必要な経費		○

9 業務評価

(1) モニタリングの実施

施設の管理運営に関し、協定書に従い適正かつ確実に行われているか、また安定的・継続的な施設運営が行える状況にあるかなど、あらかじめ定めたサービス水準を維持し、向上に向けて業務を実施しているかどうかについて、市の定める報告書（「(資料5) 報告書一式」）の提出の他に、下記の方法により業務実績の評価を実施します。

①市による立入調査

②市が作成する評価シート（主に指定管理者候補者選定時の評価基準を基に作成）に基づく指定管理者による自己評価及び市による評価

③利用者アンケート

④その他必要と思われる方法

上記以外の方法で、指定管理者が独自にモニタリングを実施する場合は、事業計画書により提案して下さい。

(2) 労働関係法令の遵守状況の確認について

適正な労働条件の確保のため、必要に応じて労働関係法令の遵守状況について調査を行う場合があります。なお、当該調査業務を委託して実施することがあります。

(3) 改善指導と指示について

評価結果により、改善が必要な場合は改善に向けた指導を行います。指定管理者は指導された事項について改善計画を作成し、計画的に改善に取り組んで頂きます。改善結果が適正と認められない場合は改善措置を講じるよう指示を行います。

(4) 評価結果の公表について

評価結果及び改善結果については、施設内において利用者の見やすい位置に掲示していただくほか、本市ホームページにて公表します。なお、指定管理者独自で実施する評価結果についても原則公表して下さい。

(5) 指定の取消し及び業務の一時停止について

改善の指示によっても改善が見られない場合や本市の指示に従わない場合は、指定を取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

10 その他管理運営にあたっての留意事項

(1) 法令等の遵守について

診療所の管理運営業務を行うにあたっては、下記に掲げる法令等を遵守してください。なお、下記に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守してください。

- ア. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- イ. 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- ウ. 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- エ. 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- オ. 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- カ. 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- キ. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- ク. 労働関係法令（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等）
- ケ. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- コ. 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- サ. 船橋市夜間休日急病診療所条例（平成 23 年船橋市条例第 25 号）
- シ. 船橋市情報公開条例（平成 14 年船橋市条例第 7 号）
- ス. 船橋市行政手続条例（平成 9 年船橋市条例第 2 号）
- セ. 船橋市暴力団排除条例（平成 24 年船橋市条例第 18 号）
- ソ. その他管理運営に適用される法令等

（2）損害賠償請求等への対応について

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、物品等が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者に被害が及んだ場合、その他本市に損害が及んだ場合などは、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

以上のことから、指定管理者はあらかじめ業務に関する損害賠償責任保険に加入してください。

（3）事業の周知・啓発について

指定管理者は、夜間及び休日における急病患者が適切な診療を受けられるよう、診療所の役割等の周知に努めてください。

また、指定管理者は本市における救急医療体制を理解し、救急医療に関する啓発活動に努めてください。

（4）苦情等への対応について

指定管理者は利用者等から寄せられるさまざまな苦情や要望に十分応えるため、マニユ

アルの整備や職員研修の実施等必要な体制を整えることとします。寄せられた苦情等に対して、指定管理者は施設の管理運営を行う者として誠意ある対応をしてください。

また、対応にあたっては必要に応じ本市に報告するとともに、本市の指導を受けてください。

（５）事故及び災害等への対応について

指定管理者は利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修、医療安全への取り組みの実施など、事故や事件の防止及び災害への対応並びに感染症等の予防及び拡大防止の体制を整えることとします。事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する体制を整えることとし、原則として、対応にあたっては本市に報告するとともに、本市の指示を受けた後、指定管理者の責任において対応するものとし、緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置や施設等の保全措置及び一時的な避難者の受け入れに努めた後、速やかに報告するものとします。

（６）職員配置及び職員研修の実施について

診療所の管理運営に必要な職員を、適正に配置してください。また、業務を実施する職員に対し、接遇、救命救急、個人情報の取り扱い、苦情解決等の研修を必要に応じて実施してください。

（７）個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間が終了した後も同様です。

なお、指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、本市の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

（８）文書等の管理保管

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり作成又は収受した文書等をその他の業務文書等とは別に管理し、適切に保存しなければなりません。

なお、これらの文書は法令等で定めるもののほか、管理業務に関する文書等について、指定期間終了後、本市と指定管理者で締結する基本協定書等に定める期間保存しなければなりません。

（９）利用者の声の把握

指定管理者は、常に利用者及びその家族のニーズの把握に努め、年に１回以上利用者ま

たはその家族を対象にアンケートや聞き取り調査等を実施してください。

なお、本市が実施するアンケートに協力してください。

(10) 監査等への協力

指定管理者の行う公の施設の管理業務にかかる出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合があります。その際、指定管理者は監査委員等に協力しなければなりません。

(11) 本市への報告等

管理業務に関して、その実態を把握するため「(資料5) 報告書一式」のとおり必要な報告書を提出して下さい。また、各年度の管理業務に係る事業計画書及び収支予算書、事業報告書についても提出していただきます。併せて「(資料6) 船橋市夜間休日急病診療所年報」のとおり年報を作成してください。

また、指定管理者は本市が指定管理者に行う調査や調査依頼等に協力しなければなりません。なお、本市に提出した報告書や調査結果等は開示の対象となることがあります。

(12) 災害等発生時の対応協力について

診療所は、現時点で船橋市地域防災計画では避難所等に指定されていないものの、災害等の発生状況によっては、随時協力を求める可能性があり、公の施設であることを鑑み市の災害対応に協力しなければなりません。なお、市の要請に基づき要した費用のうち、指定管理者による一般的な管理業務に要する経費に含めることが適当でないと市が認めたものについては、原則市の負担とします。

(13) 障害者差別解消に係る配慮

本市においては、障害者差別解消法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を定めております。公の施設の管理運営を行うことに鑑み、指定管理者においても、「資料7 障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」に準じた対応を行うものとします。

(14) 救護体制の強化について

自動体外式除細動器（AED）を使用した救命の機会を広げるため、「資料8 船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針」を遵守してください。

11 指定管理者募集に関する事項

(1) スケジュールについて

選定及び選定後のスケジュールは下表のとおり予定しています。

内容	期間又は期日
募集要項配布期間	令和8年7月31日～8月14日
書面審査の実施	令和8年10月上旬
書面審査の結果通知	令和8年10月中旬
面接審査の実施	令和8年10月中旬
面接審査の結果通知	令和8年10月中旬
指定議案の提出	令和8年11月下旬
協定書の協議	令和9年1月～3月
指定管理者業務開始	令和9年4月1日

(2) 申請資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定により、本市から一般競争入札等への参加が制限されている者でないこと
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがない、または取消後3年以上経過していること
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ④ 千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、千葉県税を滞納していないこと
- ⑤ 船橋市税を滞納していないこと
- ⑥ (申請時)「労働条件チェックシート」に記載する労働関係法令の規定を遵守する者であること
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体でないこと
- ⑧ 役員等(法人にあつては役員及び経営に実質的関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人その他の団体でないこと
- ⑨ 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体でないこと
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあ

るいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体でないこと

- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体でないこと
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体でないこと

(3) 申請の手続きについて

①申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ア 指定管理者指定申請書（条例施行規則に定められた様式）（申請書類１）
- イ 指定期間全体の事業計画書（申請書類２）
- ウ 定款、規約その他これらに類する書類
- エ 法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※作成後３か月以内のもの。
- オ 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書
- カ 前年度又は直近の貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに準ずる書類
- キ 法人等概要書（申請書類３）
- ク 誓約書（申請書類４）
- ケ 労働条件チェックシート（申請書類５）
- コ 役員名簿（申請書類６）
- サ 納税証明書【国税】（その３の３）
- シ 納税証明書【県税】（その２）（千葉県内に本店又は営業所等がある場合）
- ス 市税納付確認書
- セ 法人市民税納税証明書（市内に本店又は営業所等がある場合）

②提出書類の言語等

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める計量単位としてください。

申請書類の用紙サイズは原則Ａ４版とします。記載方法は、原則文字サイズ１１ポイント以上とし、横書き、フラットファイルに左綴じにし、１冊にまとめて提出してください。印刷方法は片面印刷とします。必要があれば図、写真等を用いても構いません。提出書類はカラー印刷されたものでも構いませんが、選定委員の審査は白黒コピーしたもので行いますので、白黒印刷した際にも読みやすい資料となるように作成してください。

申請書類の提出部数は３部（原本１部 副本２部）です。副本については、原本である必

要はありませんが、写しである場合は、原本と相違ないことを証明する旨日付、代表者名及び印とともに記載して下さい。

③申請書類の受付

受付期間	令和8年7月31日～令和8年8月14日 (土曜・日曜・祝休日を除きます。)
受付時間	午前9時～午後5時
提出方法	健康政策課宛に持参 〒273-8506 船橋市北本町1-16-55 保健福祉センター 健康政策課

④注意事項

「(申請書類2) 船橋市夜間休日急病診療所事業計画書」の作成にあたっては次の事項について注意して下さい。

- 指定期間全体にわたっての内容を記載してください。
- 「3 指定管理者が行う業務」(P6) 及び「10 その他管理運営にあたっての留意事項」(P11) の内容も踏まえて記載してください。
- 手書きでの作成はご遠慮下さい。
- 既に設定された枚数(総枚数及び各項目ごとの枚数)、枠の大きさ、余白等の設定については原則変更をしないでください。
- 記載にあたっては、できるだけ要点をまとめてわかりやすく記述してください。
- 記載事項のない項目があっても削除しないで下さい。

⑤失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア. 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- イ. 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ウ. 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- エ. 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ. 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- カ. 法人等の財務状況が著しく悪化していることにより5年間の指定期間中安定した業務履行が困難であると判断される場合又はその事実が判明した場合
- キ. 指定管理料の提案額が「7 管理運営に関する経費等(2) 指定管理料について」で示す額を超えている場合
- ク. 申請者若しくは申請者の代理人、その他関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員会委員・本市関係職員に対し、指定管理者選定に関し

- て接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ケ. 提出された事業計画書において、募集要項等に定める内容を明らかに満たしていない場合
- コ. その他不正行為があったと本市が認めた場合

⑥申請における留意事項

ア. 申請者の名称、選定結果等

申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表します。また、市議会へも、申請者の名称、選定結果等は説明資料として提出されます。

イ. 申請書類等の差し替え等の禁止

提出された書類の差し替えや内容変更はできません。

ウ. 申請書類の取り扱い

提出された申請書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

また、本市は指定管理者の選定の公表等必要となる場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。事業計画書は、公表しませんが、市議会へ説明資料として提出されます。なお、提出された申請書類は、開示請求の対象となる公文書として取扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うことになります。

エ. 申請書の取り下げ

申請書類を提出後、倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には速やかに「(申請書類7) 指定管理者指定申請辞退届」を提出してください。

オ. 申請に係る費用負担

申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。また、申請書類に含まれている特許権、実用新案、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者の負担とします。

カ. その他

本事業提案申請のために、本市から資料の提供を行うことはありません。申請者は、本市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで申請を行って下さい。

また、本市が提供する資料については、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

○公知となっている情報

○第三者により本業務に関して合法的に入手できる情報

12 指定管理者候補者の審査・選定等

(1) 指定管理者選定委員会の設置について

(2) 選定委員会による審査について

①出席者

②発表方法

③面接審査の日時等

(3) 審査のポイントについて

(4) 評価基準

①書面審査評価基準

②面接審査評価基準

(5) 審査結果の通知及び公表について

選定委員会における選定結果に基づき、市長が指定管理者の候補者を選定します。ただし、申請者の行った提案が選定委員会の定める書面審査評価基準及び面接審査評価基準で定める最低基準に達しない場合は、指定管理者候補者の選定が行われません。

指定管理者候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。公表は、健康政策課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付（有償）並びに本市のホームページにて行います。なお、選定委員会の会議録は、会議の公開・非公開を問わず、開示請求の対象となる公文書として取り扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い扱うこととなります。

また、「11 指定管理者募集に関する事項 (3) 申請の手続きについて ⑥申請における留意事項」のとおり申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表し、市議会へも説明資料として提出されます。提出されたすべての申請書及び添付書類は、船橋市情報公開条例に規定する公文書として取り扱われることになります。

(6) 協議の開始について

本市は、選定後、速やかに指定管理者候補者と業務の細目について協議を行います。

(7) 指定管理者の指定について

指定管理者候補者として選定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。なお、指定の議案は、令和8年第4回船橋市議会定例会に提出する予定です。

同議会が議決しなかった場合や否決した場合においては、指定ができません。その場合、申請者が指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供した手法の対価等については、本市は一切補償しませんので、ご了承下さい。

なお、指定管理者と指定された法人等が基本協定の締結までに申請資格を欠くこととなったとき又は失格事項に該当することとなったとき若しくは該当することが判明したときは、指定を取り消すことがあります。指定管理者として指定された法人等の責めに帰すべき事由により指定を取消し、又は指定を行わなかった場合、本市に生じた損害は指定管理者として指定された法人等が賠償するものとします。

13 指定管理者との協定の締結

本市は、指定管理者として指定された法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて基本協定を締結します。基本協定の内容は、募集要項のほか、指定管理者からの提案事項（事業計画書の記載事項、プレゼンテーション及びヒアリングの内容）をもとに作成するものとします。ただし、本市は指定管理者からの提案事項であっても、必要に応じて実施しない事項を定めることができるものとします。

指定管理者の指定後、指定期間全体に関する基本協定を締結するほか、指定期間内の年度毎に年次協定を締結します。

この場合、指定管理者として指定された法人等が、正当な理由なくして基本協定又は年次協定（以下「協定等」という。）の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者候補者又は指定管理者が協定等の締結までに後述「14 指定の取消し等」の（1）から（3）の各事項に該当する場合は、指定管理者の指定を行わない、又は協定等を締結しないことがあります。

14 指定の取消し等

下記の場合等にあつては、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。取消しの場合は、次期指定管理者が円滑に、かつ支障なく業務を遂行できるよう、後述「15 業務の引継ぎ（1）指定終了時の引継ぎについて」のとおり、十分な引継ぎをするものとします。

（1）指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合

指定管理者が、本市の指示に従わない場合、関係法令、条例、規則、協定等に違反する場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理業務を継続することが不適切であると認められる場合は、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理

業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

(2) 指定管理者からの協議による場合

指定管理者が、経営悪化等により診療所の管理運営の継続が困難となった場合、本市と指定管理者で協議を行い、指定管理者による管理業務の継続が困難であると本市が認める場合は、本市は指定を取り消すことができるものとします。

なお、この場合の協議は、指定の取消しを受けようとする少なくとも6か月前までには開始するものとし、管理業務の引継ぎについては、本市又は本市の指定する者に対し、本市の指定する方法により行わなければなりません。

(3) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、本市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由による場合は、事業の継続について本市と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

(4) 指定取消し等にかかる損害賠償について

上記(1)及び(2)の事由により指定管理者の指定が取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部が停止となった場合は、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければなりません。また、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても本市はその責めを負いません。

15 業務の引継ぎ

(1) 指定終了時の引継ぎについて

指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、速やかに施設を指定期間開始前の状態に復するとともに、業務に関し次期指定管理者又は本市に引継ぎを行うものとします。業務の引継ぎは、必要な資料等を引き継ぐとともに、引継ぎ計画書を作成し、次期指定管理者又は本市と十分な事務引継ぎを行うこととします。

(2) 引継ぎに要する費用について

指定管理者に選定された法人等が業務引継ぎ等に要する費用は、すべて同法人等の負担とします。

16 問合せ先及び申請書類提出先

〒273-8506 船橋市北本町1-16-55

健康部健康政策課医療施設係（保健福祉センター）

電 話 047-409-0415

F A X 047-409-0424

電子メール kenkoseisaku@city.funabashi.lg.jp

(資料1)

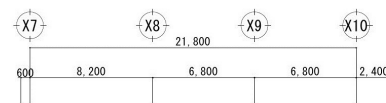
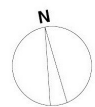
夜間休日急病診療所の実績

(令和8年3月末現在)

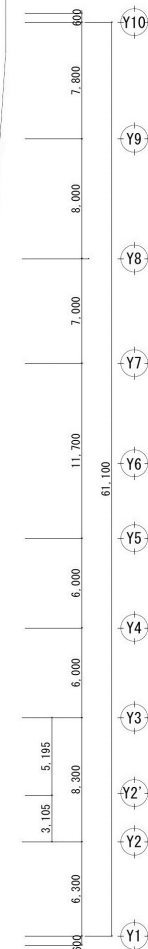
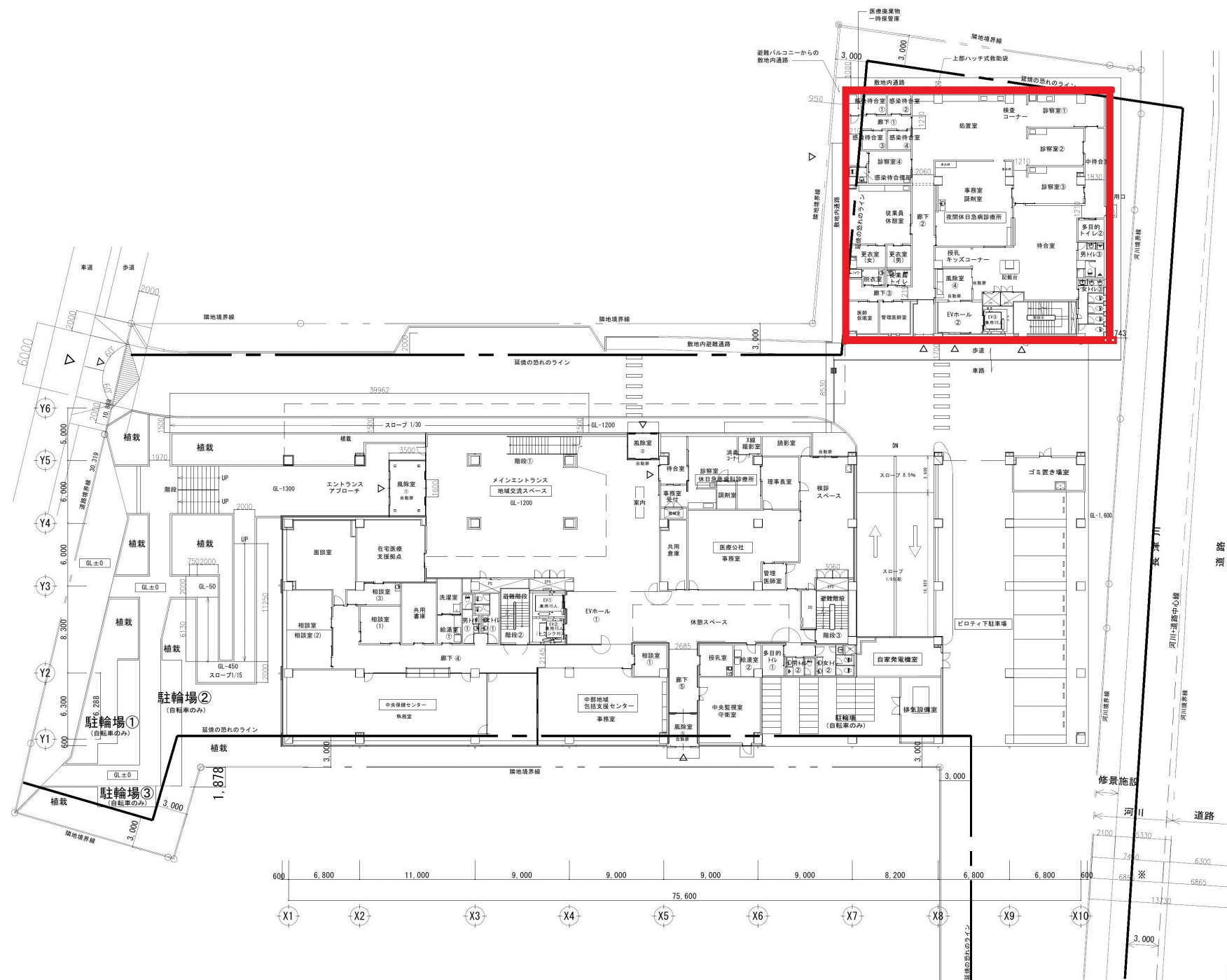
年度	事業 日数	来所患者数								時間帯別患者数										地域別患者数								待機病院への 搬送数 (括弧は小児)		従事医師 数	待機病院 数
		一般	構成比	小児	構成 比	合計	1日平均	前年差	前年度比	9-17 (休日)		18-21 (前準夜)		20-23 (平日前準夜)		21-24 (準夜)		0-6 (深夜)		船橋		鎌ヶ谷		その他							
R5	366	2,333	29.5%	5,588	70.5%	7,921	21.6	4,306	119.1%	2,405	30.4%	1,476	18.6%	1,555	19.6%	2,000	25.2%	485	6.1%	7,291	92.0%	258	3.3%	372	4.7%	173	(116)	1,630	414		
R6	365	2,286	29.9%	5,350	70.1%	7,636	20.9	-285	-3.6%	2,182	28.6%	1,250	16.4%	1,315	17.2%	2,430	31.8%	459	6.0%	7,093	92.9%	150	2.0%	393	5.1%	198	(127)	1,609	413		
R7	365	2,165	31.6%	4,687	68.4%	6,852	18.8	-784	-10.3%	1,935	28.2%	1,012	14.8%	1,111	16.2%	2,317	33.8%	477	7.0%	6,375	93.0%	172	2.5%	305	4.5%	156	(85)	1,615	413		

小児のみの受診者数

年度	小児受診者数													小児2次病院へ搬送		
	昼間	構成比	前準夜	構成比	平日の 前準夜	構成比	準夜	構成比	深夜	構成比	合計	前年差	前年度比	搬送者数	1日平均	搬送率
R5	1,972	35.3%	1,256	22.5%	1,396	25.0%	720	12.9%	244	4.4%	5,588	2,570	85.2%	116	0.3	2.1%
R6	2,155	40.3%	1,231	23.0%	1,282	24.0%	498	9.3%	184	3.4%	5,350	-238	-4.3%	127	0.3	2.4%
R7	1,906	40.7%	992	21.2%	1,090	23.3%	518	11.1%	181	3.9%	4,687	-663	-12.4%	85	0.2	1.8%



(資料2)



階段1	階段2
幅：1200	幅：1250
路面：320	路面：250
蹴上：160	蹴上：190

階段3	階段4
幅：1250	幅：1250
路面：250	路面：250
蹴上：190	蹴上：195

手すりの設置（出寸法10cm以内）

――延焼の恐れのある部分

※）敷地東側からの延焼のラインは、河川と道路の幅員合計が13.73mであり、幅員の中心線から6.865m（5m以上）の離れが敷地からでない。

- ・避難階段：階段②、階段③
- ・本建物は、入院・入所施設を保持しない。
- ・中央監視室は守衛が24時間常駐する。
- ・消防法代替出入口、消防有効開口
- ①1m以内に物品等存置しない。
- ②開口部に到る有効幅員1m以上の通路確保。

1 階 平 面 図

船橋市保健福祉センター

複合施設における施設別基本開館時間一覧表

○船橋市保健福祉センター

保健所	月～金 午前9時00分～午後5時00分
中央保健センター	
中部地域包括支援センター	
こども発達相談センター	
地域活動支援センター	月～金 午前9時00分～午後7時00分 日 午前9時00分～午後4時00分
夜間休日急病診療所	月～金 午後8時00分～翌午前6時00分 土 午後6時00分～翌午前6時00分 日・祝日・年末年始 午前9時00分～午後5時00分 午後6時00分～翌午前6時00分
かざぐるま休日急患・特殊 歯科診療所	月・火・水・金・土 午前9時00分～午後5時00分 木 午前9時00分～午後1時00分 日・祝日・年末年始 午前9時00分～正午
在宅医療支援拠点	月～金 午前9時00分～午後5時00分

(資料4)

備品一覧表

	品名・名称	数量
1	待合いチェア 3人掛け	3
2	3枚引き違い書庫3段 (VILLAGE)	2
3	A4スチール書庫5段 シャッター扉 (カルテ庫)	6
4	作業台 (キャスター付) W900	1
5	器械戸棚 (マルセンF320)	1
6	カルテ棚 A4横型 3列×16段 (YS-A-RK2073(M))	3
7	レジスター (カシオTE-120)	1
8	留守番電話	1
9	診察順番表示装置 (メディコールⅡ2項目表示)	1
10	コピー機 (キャノンsataraMF4120)	1
11	吸引器 (新鋭工業 ミミックMMC-1400WDX)	1
12	処置用ベッド (オプション受け・IVポール付)	1
13	ネブライザー (オムロン)	1
14	耳鏡セット (ウェルチアレン)	1
15	診察台 (ベッド)	3
16	パルスオキシメーター (ハンディーポー)	1
17	ステンレスワゴン (処置台車)	1
18	水剤台 (シンク付) W900	1
19	カーテン[処置室] W5000 H1700 (東リ エコケアブレーンTKY9032)	2
20	カーペット W2000 D3600 (アスワン アスシャリオⅡ CR0-12)	1
21	ベビーベッド (コンビウィズ SB21)	1
22	オムツ交換台 (石崎家具 BB-IZK-4-1298)	1
23	ベビーキープ (コンビウィズ BK-F62)	2
24	傘立て (コクヨ US-K60J)	1
25	患者用チェア (コクヨ HP-CR6P81-VR62-SNN)	4
26	診察ベット (コクヨ HP-D4S-VR62)	2
27	職員チェア (コクヨ CR-G420F3JP69-W)	2
28	下駄箱 (24人用) (オカムラ 9347YA-Z637)	1
29	ベッド[仮眠室] (オカムラ LD11BD-ML17)	1
30	ベッドサイドワゴン[仮眠室] (オカムラ LD1D4R-ML18)	1
31	簡易呼出システム一式 (大井電気 簡易呼出システム)	1

32	医療用クロススクリーン1連（コクヨ SN-CH631PN）	1
33	応接用2人掛けソファ（コクヨ CE-972W85VRB6）	1
34	ロッカー3人用（コクヨ LK-N3SAW）	3
35	応接用テーブル（コクヨ NT-253W83）	1
36	パネルスクリーン 上面ガラスパネル（コクヨ SN-SG181HSE1）	1
37	事務用回転イス（コクヨ CR-G223F6JP69-WN）	1
38	ワゴン[診察室]（コクヨ SD-GTZ46T3SAW）	4
39	事務用デスク（コクヨ SD-ISN127LCASPAWN）	1
40	事務用デスク（コクヨ SD-ISN1875LSPAW）	4
41	ミーティングテーブル 4本角脚1200*900*720（コクヨMT-JTK129S81MAW）	2
42	ミーティングテーブル 4本角脚2100*1000*720（コクヨMT-JTK211S81MAW）	1
43	掲示板 ピン・磁石型（コクヨ BB-D136JNN）	4
44	ロビーチェア3人用 W1500（コクヨ CN-61VRA4N）	10
45	ロビーチェア3人用 ベンチ（コクヨ CN-W1103BW21N*）	2
46	ロビーチェア3人用 W1800（コクヨ CN-60VRA4N）	7
47	ロビーチェア緊急対策用ベンチ（コクヨ CN-W1153W21*）	4
48	ドーム型ビデオカメラ（JVC TK-C2201）、 壁面ブラケット（JVC KS-R20J）、電源アダプター（アイホン PS-1225A）	1
49	17型液晶モニター（JVC LM-A172）	1
50	テレビ（ハイセンス50A6G）	1
51	冷蔵庫 1ドア冷蔵庫（東芝GR-C80A）	1
52	自動ドアセンサーチャイム受信器（オプテックス S-RC5）、 センサー（オプテックス S-TD5）・タイムスイッチ（パナソニックTB50）	1
53	緊急通報装置（アイホンFE-M）	1
54	散剤台・調剤台一式（タカゾノ PL-90AS-1他）	1
55	分包機（タカゾノ パックメイトSta1a21S<21包Vマス式> PM-SL21S）	1
56	オートクレーブ（タカゾノ ステリウィット SS-TA1N1）	1
57	移動式无影灯（山田医療照明 スカイルックス ミニクローバースタンド CS01GV）	1
58	電子天秤一体型監査システム（タカゾノ DJM PLUSⅢ）	1
59	ホワイトボード（コクヨ BB-HS936W）	3
60	保管庫（引違い保管庫 コクヨ S-365F1N）	1
62	クリーンパーティション（日本エアーテック CP-1302 I型）	1
63	クリーンパーティション（日本エアーテック CP-1302 O型）	1
64	遮光カーテン（タチカワ製 クレアスRC-7502）	3

65	手動横型ギア式ブラインド スラット[廊下]	6
66	手動横型ギア式ブラインド スラット[感染症待機室]	2
67	手動横型ギア式ブラインド スラット[処置室]	5
68	手動横型ギア式ブラインド スラット[診察室]	6
69	手動横型ギア式ブラインド スラット[中待合]	5
70	手動ロールスクリーン標準タイプ[女子更衣室]	1
71	手動ロールスクリーン標準タイプ[従業員休憩室]	4
72	手動ロールスクリーン標準タイプ[受付]	1
73	自動応答装置（株式会社タカコム IVR-2430）	1
74	緊急呼び出しシステム一式（パナソニック）	1
75	タイムスタンプ（アマノ PIX-200）	1
76	フラッシュメモリーカード（NTT東日本ビジネスホンAT-230IVR用）	1
77	薬用保冷庫 アルファビータジャパン株式会社（APR-170HI-JP）	1
78	薬剤冷蔵用冷蔵庫パーソナルタイプ（パナソニックNR-B148W）	1
79	シャッター付カルテキャビネット（ユヤマ YS-A-RK2073(M)）	1
80	番号発券機（トータル・ナレッジ・マネジメント(株) NS8012W）	1
81	コードレス電話機（日立 HI-24F-TELHCA）	1
82	心電計（FCP-8221）	1
83	電子天秤（石田 CB-Ⅲ300）	1
84	ノートパソコン（東芝dynabook SatelliteB453）	1
85	ベッドサイドスケール(エー・アンド・デイ AD—6121A)	1
86	空気清浄機能付きオゾンエア消臭・除菌機 株式会社タカラテムコ（BT-180H）	2

令和 年 月 日

船橋市長 あて

(指定管理者法人名)

(代表者名)

船橋市夜間休日急病診療事業等実績報告書

令和 年 月分船橋市夜間休日急病診療事業を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

記

期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

① 実施日数及び患者数

診療時間帯	月別	実施日数（日）	患者数（人）
前準夜	当月		
	累計		
準夜	当月		
	累計		
深夜	当月		
	累計		
昼間（日曜・祝休日・年末年始）午前	当月		
	累計		
昼間（日曜・祝休日・年末年始）午後	当月		
	累計		
累計	当月		
	累計		

② 診療科別患者数

	内科	外科	小児科	計
当月				
累計				

③ 医療安全管理の事例報告件数

当月	件
累計	件

④ 診療報酬額

当月	件
累計	件

⑤ 診断書等作成

当月	件
	円
累計	件
	円

船橋市夜間休日急病診療所年報

令和6年度

(令和6年4月～令和7年3月)

船 橋 市

目 次

1	夜間休日急病診療所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	令和6年度夜間休日急病診療所非常勤医師数他・・・・・・・・	3
3	利用者状況、患者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	休日・前準夜・平日前準夜・準夜・深夜患者数の推移、開所以来月別患者数・・・・	5
5	開所以来受付時間帯別患者数、開所以来曜日別患者数・・・・・・・・	6
6	船橋市内患者数（開所以来）・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	鎌ヶ谷市内患者数（開所以来）・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	居住地別患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9	開所以来年齢別患者数、開所以来疾患分類別患者数・・・・・・・・	10
10	開所以来月別救急車による来診件数、開所以来曜日別救急車による来診件数・・・・	11
11	各医療機関への搬送状況・・・・・・・・・・・・・・・・	12

（令和6年度総計）

12	年齢別患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	13
13	性別、受付時間帯別患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	14
14	月別患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	15
15	曜日別患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	16
16	居住地別患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	19
17	疾患別患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	26
18	診療科別患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	29
19	二次医療機関等への搬送・・・・・・・・・・・・・・・・	30
20	医療機関別搬送患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	33
21	年末年始患者数・・・・・・・・・・・・・・・・	34
22	統計表・・・・・・・・・・・・・・・・	35

（参考資料）

23	救命救急センター統計・・・・・・・・・・・・・・・・	40
----	----------------------------	----

夜間休日急病診療所の概要

1 名 称 船橋市夜間休日急病診療所

2 開 設 昭和48年12月1日

3 所 在 地 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号

4 施 設 船橋市保健福祉センター1階（診療所専用部分 526.69㎡）

5 診療科目 内科、外科、小児科

6 診療時間

【夜間】●内科（小児科含む）・外科

毎日（祝休日、年末年始を含む）：午後9時から翌日午前6時

（受付時間は原則終了の15分前まで）

●小児科

土・日・祝休日・年末年始

：午後6時から午後9時

平日

：午後8時から午後11時

（受付時間は終了の30分前まで）

【昼間】●小児科

日・祝休日・年末年始

：午前9時～午後5時

（受付時間は以下のとおり）

：午前8時45分～午前11時30分

：午後1時45分～午後4時30分

※祝休日における小児科昼間の診療は平成27年10月1日より開始

7 体 制

	平成23年9月30日まで	平成23年10月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から
開設者	(社) 船橋市医師会	(財) 船橋市医療公社	船橋市
管理・運営	(社) 船橋市医師会	(財) 船橋市医療公社	(財) 船橋市医療公社※指定管理者
管理医師	(社) 船橋市医師会所属の医師	(財) 船橋市医療公社所属の医師	(財) 船橋市医療公社所属の医師

※平成25年4月1日から公益財団法人船橋市医療公社へ移行

8 経 緯

昭和48年当時、全国的にも医療施設や病床が不足し、救急時の受け入れ体制の未整備が社会問題となっており、特に夜間は発病や怪我に十分な対応ができていなかったことから、いわゆる“夜間無医村”の状況にありました。

このため、本市においては夜間救急医療体制の改善を図るため、県下に先

駆けて船橋市医師会の協力により、昭和４８年１２月１日に夜間急病診療所を旧中央保健センター内に医師会が開設し、夜間の初期救急患者のために診療を開始しました。

平成１４年１２月１日から子どもの急患に対応するため、小児科医による小児初期診療を医師会が試行的に土・日・祝日と年末年始の午後６時から午後９時までの前準夜帯で開始しました。

平成１８年４月からは、水・木曜日の午後８時から午後１１時までの間の時間帯に拡大しました。更に同年１２月１日からは、月・火・金曜日についても実施することにより、３６５日の小児初期診療体制を整備しました。

また、薬剤について市民に十分な説明を行うため、薬剤師を平成１７年４月から前準夜帯に、平成１８年４月１日から前準夜に加え準夜の時間帯にも配置しました。調剤及び薬剤管理、薬の説明による市民サービスの充実を図っています。

平成２０年６月２８日に旧中央保健センターから、市役所別館に移転するとともに、翌６月２９日より日曜・年末年始の小児科の休日診療を夜間急病診療所で実施しています。このことに伴い、名称を「夜間休日急病診療所」に変更しました。

平成２３年１０月より、夜間休日急病診療所の開設者及び管理運営が、医師会より船橋市医療公社へ移行しました。平成２４年４月１日から市が開設者となり、管理運営は指定管理者が行っています。

さらに、平成２７年１０月１日には保健福祉センターへ移転したことに伴い、施設の拡充充実を図るとともに、小児科の昼間の診療を祝休日においても実施することで、休日の小児科当番医を定点化しました。これによって、小児科への受診者が緊急時に医療機関を調べる必要がなくなることにより市民の利便性の向上を図りました。

なお、令和２年６月から新型コロナウイルス感染症の影響により、外科診療及び深夜帯での診療を休止していましたが、令和４年１０月１日より再開しました。

令和6年度 夜間休日急病診療所非常勤医師数

【夜間】		(人)		
	総数	医療公社非常勤医師	うち船橋市医師会員	うち鎌ヶ谷市医師会員
内 訳	内科系	98	96	2
	外科系	113	108	5
	小児科	64	61	3
	計	275	265	10

(令和7年3月31日現在)

二次救急医療機関ネットワーク

- 1 青山病院
- 2 板倉病院
- 3 鎌ヶ谷総合病院
- 4 北習志野花輪病院
- 5 セコメディック病院
- 6 千葉徳洲会病院
- 7 東邦鎌谷病院
- 8 東船橋病院
- 9 船橋総合病院
- 10 船橋中央病院
- 11 船橋二和病院

重症小児紹介病院ネットワーク

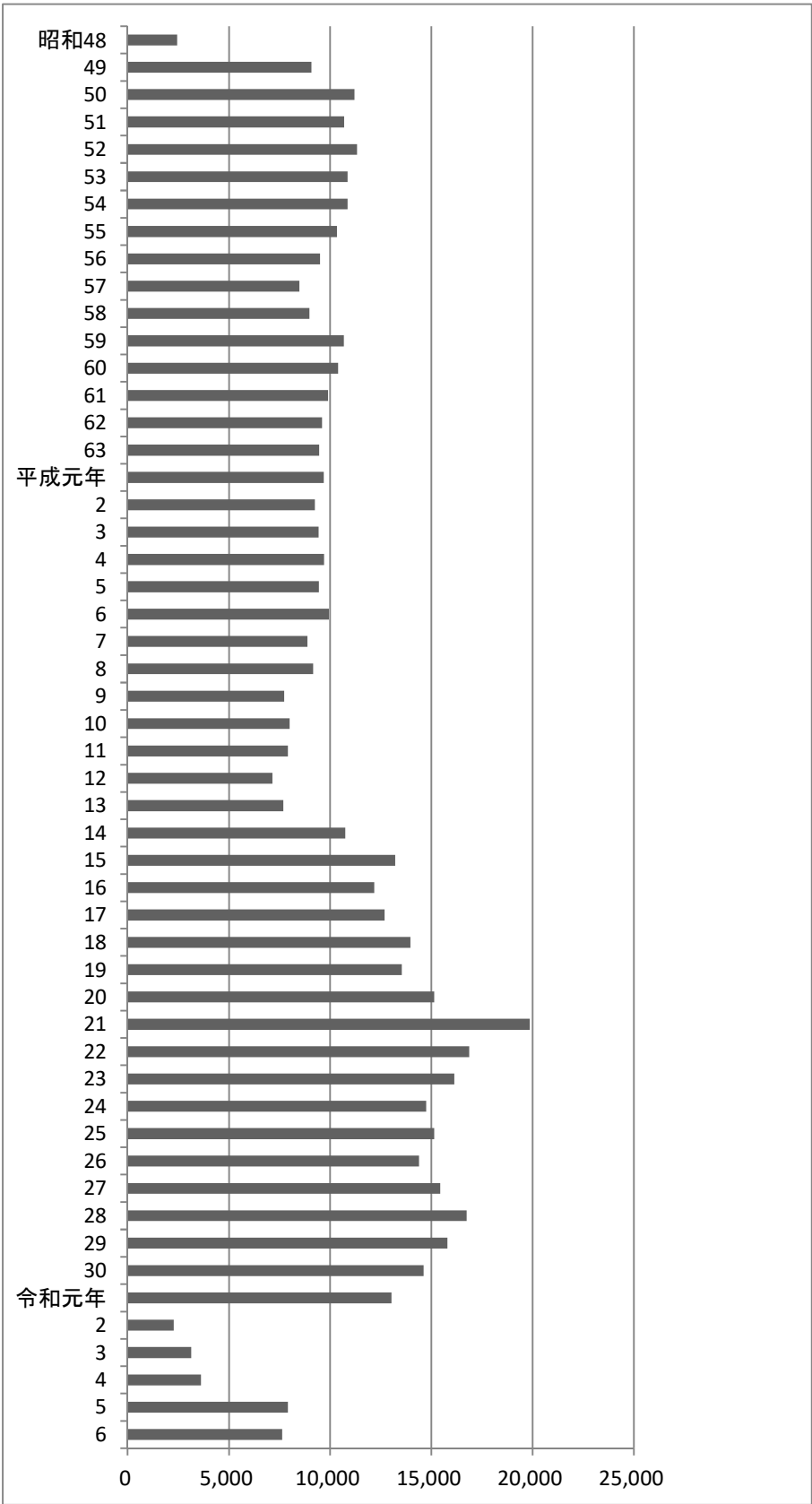
- 1 船橋二和病院
- 2 船橋市立医療センター

利用者状況

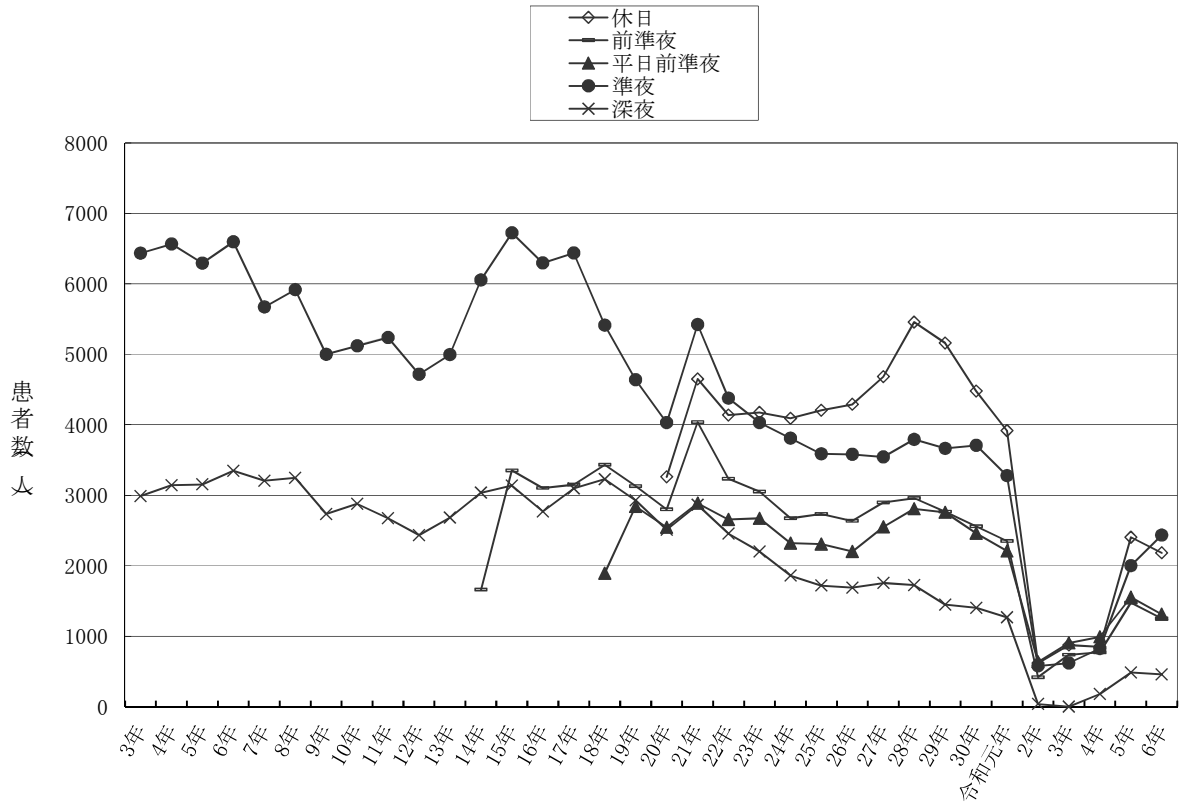
総計	(令和6年4月～令和7年3月)				
患者総数	本年度	7,636人	(昨年度	7,921人	一昨年度 3,615人)
1ヶ月平均	本年度	636.3人	(昨年度	606.1人	一昨年度 301.3人)
1日平均	本年度	20.9人	(昨年度	21.6人	一昨年度 9.9人)

患者数の推移（昭和48年12月より令和7年3月までの患者総数556,064人）

昭和48	2,448
49	9,074
50	11,203
51	10,697
52	11,333
53	10,866
54	10,861
55	10,333
56	9,496
57	8,478
58	8,974
59	10,675
60	10,396
61	9,896
62	9,613
63	9,463
平成元年	9,697
2	9,249
3	9,426
4	9,708
5	9,450
6	9,944
7	8,878
8	9,164
9	7,732
10	7,998
11	7,912
12	7,150
13	7,679
14	10,753
15	13,214
16	12,174
17	12,689
18	13,968
19	13,538
20	15,152
21	19,865
22	16,861
23	16,138
24	14,755
25	14,554
26	14,399
27	15,435
28	16,743
29	15,801
30	14,609
令和元年	13,025
2	2,288
3	3,138
4	3,615
5	7,921
6	7,636



休日・前準夜・平日前準夜・準夜・深夜患者数の推移（平成3年度～令和6年度）



※平日前準夜 月～金曜日の20時～23時の間に小児科医が診察した患者数を算定

開所以来月別患者数

	患者数	一日平均	一ヶ月平均		患者数	一日平均	一ヶ月平均
4月	37,611	1,253.7	737.5	10月	40,558	1,308.3	795.3
5月	46,334	1,494.6	908.5	11月	42,732	1,424.4	837.9
6月	40,622	1,354.1	796.5	12月	60,975	1,966.9	1,172.6
7月	49,096	1,583.7	962.7	1月	65,216	2,103.7	1,254.2
8月	40,886	1,318.9	801.7	2月	48,475	1,731.3	932.2
9月	39,818	1,327.3	780.7	3月	43,741	1,411.0	841.2
					556,064	1,523.5	902.7

開所以来受付時間帯別患者数

受付時間帯	患者数
8時～9時	5,033
9時～10時	8,815
10時～11時	9,164
11時～12時	7,375
12時～13時	1,112
13時～14時	5,142
14時～15時	8,105
15時～16時	7,535
16時～17時	5,264
18時～19時	26,829
19時～20時	17,243
20時～21時	30,041
21時～22時	170,422
22時～23時	87,754
23時～24時	58,212
0時～1時	34,978
1時～2時	20,821
2時～3時	17,412
3時～4時	14,906
4時～5時	10,922
5時～6時	8,753
6時～	226
計	556,064

開所以来曜日別患者数

	患者数	日数	一日平均(人)
月	50,739	2,385	21.3
火	51,025	2,546	20.0
水	52,341	2,548	20.5
木	54,205	2,543	21.3
金	49,524	2,548	19.4
土	87,450	2,554	34.2
日	144,153	2,617	55.1
祝・休	66,627	1,000	66.6
計	556,064	18,741	29.7

船橋市内患者数（開所以来） 船橋市人口 650,768人（令和7年4月1日現在）

町 名	開所以来件数	うち6年度件数	町 名	開所以来件数	うち6年度件数
海 神	27,054	299	市 場	7,857	74
夏 見	23,439	364	前 原 東	7,396	142
本 町	21,018	219	山 手	7,373	110
前 原 西	19,098	262	薬 円 台	7,019	100
飯山満町	15,271	227	金 杉	6,947	76
宮 本	15,091	225	三 山	6,349	113
北 本 町	14,814	392	印 内	6,261	91
習志野台	14,759	252	三 咲	6,139	108
芝 山	14,596	152	田喜野井	5,810	93
西 船	14,595	182	緑 台	5,653	20
藤 原	13,547	220	若 松	5,588	13
東 船 橋	12,744	196	松 が 丘	5,563	83
上 山 町	12,487	199	新 高 根	5,509	80
夏 見 台	12,037	171	馬 込 町	4,941	66
行 田	9,839	198	東 中 山	4,730	82
丸 山	9,498	114	行 田 町	4,183	33
浜 町	9,031	92			
高 根 台	8,358	101			
湊 町	8,290	65			
旭 町	8,174	128			
本 中 山	8,156	129			
前貝塚町	7,978	157	そ の 他	95,099	1,465
			計	492,291	7,093

鎌ヶ谷市内患者数（開所以来） 鎌ヶ谷市人口 109,802人（令和7年4月1日現在）

町 名	開所以来患者数	うち令和6年度件数
鎌ヶ谷	4,421	24
道野辺	2,875	4
初富	2,645	4
東道野辺	1,764	19
中沢	1,346	1
南初富	1,183	6
南鎌ヶ谷	1,033	14
西道野辺	933	2
東中沢	891	12
東初富	862	9
丸山	734	2
道野辺中央	548	7
東鎌ヶ谷	521	3
富岡	503	1
北中沢	373	4
中中央	337	2
馬込沢	317	1
佐津間	301	1
栗野	261	0
初富本町	248	5
くぬぎ山	211	5
右京塚	191	4
道野辺本町	189	7
新鎌ヶ谷	174	4
西佐津間	127	3
軽井沢	76	0
中沢新町	73	1
北初富	53	1
中佐津間	51	4
南佐津間	32	0
串崎新田	10	0
計	23,283	150

居住地別患者数

住 所		患者数	%	開所以来患者数	%
船橋市		7, 093	92. 89%	492, 291	88. 53%
県内 他市	鎌ヶ谷市	150	1. 96%	23, 283	4. 19%
	市川市	52	0. 68%	10, 393	1. 87%
	習志野市	70	0. 92%	4, 900	0. 88%
	千葉市	30	0. 39%	2, 959	0. 53%
	松戸市	9	0. 12%	1, 463	0. 26%
	白井市	18	0. 24%	1, 447	0. 26%
	八千代市	21	0. 28%	1, 389	0. 25%
	柏市	6	0. 08%	375	0. 07%
	その他	32	0. 42%	3, 882	0. 70%
県外	東京都	43	0. 56%	5, 390	0. 97%
	神奈川県	23	0. 30%	1, 814	0. 33%
	埼玉県	10	0. 13%	1, 282	0. 23%
	茨城県	8	0. 10%	501	0. 09%
	群馬県	0	0. 00%	193	0. 03%
	その他	71	0. 93%	4, 502	0. 81%
計		7, 636	100. 00%	556, 064	100. 00%

開所以来年齢別患者数

年齢	患者数	%
0～9	328,975	59.16%
10～19	59,356	10.67%
20～29	55,426	9.97%
30～39	45,819	8.24%
40～49	29,109	5.24%
50～59	19,062	3.43%
60～69	10,627	1.91%
70～79	5,276	0.95%
80～89	1,817	0.33%
90～	241	0.04%
不明	356	0.06%
計	556,064	100.00%

開所以来疾患分類別患者数

	気道	消化器	循環器	外科	皮膚泌尿器	耳鼻	その他
人 数	290,574	103,551	8,367	56,954	43,754	30,328	22,536
月平均	471.7	168.1	13.6	92.5	71.0	49.2	36.6
日平均	15.5	5.5	0.4	3.0	2.3	1.6	1.2
%	52.3%	18.6%	1.5%	10.2%	7.9%	5.5%	4.0%

(※令和7年3月までの日数 18,741 日、月数 616 月)

開所以来月別救急車による来診件数

	開所以来の月数	開所以来救急車来診件数	総件数	月別総件数に対して%
4月	51ヶ月	1,330	37,611	3.5%
5月	51ヶ月	1,474	46,334	3.2%
6月	51ヶ月	1,408	40,622	3.5%
7月	51ヶ月	1,573	49,096	3.2%
8月	51ヶ月	1,422	40,886	3.5%
9月	51ヶ月	1,222	39,818	3.1%
10月	51ヶ月	1,257	40,558	3.1%
11月	51ヶ月	1,373	42,732	3.2%
12月	52ヶ月	1,673	60,975	2.7%
1月	52ヶ月	1,579	65,216	2.4%
2月	52ヶ月	1,402	48,475	2.9%
3月	52ヶ月	1,491	43,741	3.4%
計	616ヶ月	17,204	556,064	3.1%

開所以来曜日別救急車による来診件数

	救急車件数	総件数	総件数に対して%
月	2,170	50,739	4.3%
火	2,026	51,025	4.0%
水	2,184	52,341	4.2%
木	2,222	54,205	4.1%
金	2,212	49,524	4.5%
土	2,619	87,450	3.0%
日	2,796	144,153	1.9%
祝・休	975	66,627	1.5%
計	17,204	556,064	3.1%

各医療機関への搬送状況

	送院発生回数	内科系	外科系	当番の待機医療機関へ	非番の待機医療機関へ	市内医療機関へ	市外医療機関へ	消防局へ依頼	船橋市立医療センターへ	
昭和50年度	364	117	247	284	27	17	18	18		
昭和51年度	390	117	273	304	52	19	12	3		
昭和52年度	411	133	278	347	37	20	4	3		
昭和53年度	403	113	290	288	76	23	15	1		
昭和54年度	434	162	272	398	21	4	8	3		
昭和55年度	393	125	268	289	61	31	10	2		
昭和56年度	392	124	268	296	64	19	13	0		
昭和57年度	373	133	240	325	13	27	8	0		
昭和58年度	461	178	283	321	25	100	14	1		
昭和59年度	514	224	290	308	44	41	19	0	102	
昭和60年度	438	183	255	221	32	46	11	0	128	
昭和61年度	291	142	149	146	32	12	0	0	101	
昭和62年度	276	143	133	136	14	21	4	0	101	
昭和63年度	271	145	126	123	13	14	8	0	113	
平成元年度	296	168	128	91	30	15	8	0	152	
平成2年度	208	100	108	66	11	16	2	0	113	
平成3年度	200	111	89	80	13	11	3	0	92	
平成4年度	231	138	93	74	16	21	4	0	116	
平成5年度	242	152	90	92	23	24	11	0	92	
平成6年度	258	139	119	89	23	28	13	0	105	
	送院発生回数	内科系	外科系	当番の二次救急ネットへ	非番の二次救急ネットへ	市内医療機関へ	市外医療機関へ	消防局へ依頼	船橋市立医療センターへ	重症小児紹介ネットへ※1
平成7年度	263	147	116	147	19	18	5	0	74	
平成8年度	238	136	102	155	15	14	4	0	50	
平成9年度	196	104	92	97	26	22	5	0	46	
平成10年度	193	124	69	122	9	12	3	0	47	
平成11年度	209			116	20	19	7	0	47	
平成12年度	231			129	17	5	5	0	26	49
平成13年度	240			126	6	13	7	0	18	70
平成14年度	345			130	11	8	7	0	25	164
平成15年度	377			135	18	10	4	0	14	196
平成16年度	328			128	16	12	11	0	21	140
平成17年度	339			144	25	8	6	0	15	141
平成18年度	343			133	10	5	13	0	16	166
平成19年度	358			107	15	4	12	0	12	208
平成20年度	332			107	7	2	17	0	11	188
平成21年度	242			75	2	5	21	0	11	128
平成22年度	291			79	6	1	20	0	16	169
平成23年度	252			56	17	1	15	0	13	150
平成24年度	270			68	6	2	14	0	13	167
平成25年度	301			76	1	3	17	0	13	191
平成26年度	256			65	0	2	13	0	14	162
平成27年度	327			84	1	1	17	0	18	206
平成28年度	347			83	0	0	22	0	24	218
平成29年度	317			64	0	0	18	0	15	220
平成30年度	332			88	0	0	19	0	23	202
令和元年度	384			81	0	0	32	0	34	237
令和2年度	98			17	0	1	5	0	9	66
令和3年度	132			15	0	0	10	0	9	98
令和4年度	130			11	0	5	9	0	18	87
令和5年度	173			0	0	17	21	0	17	118
令和6年度	198			31	1	0	18	0	23	125

※ 平成12年度から小児二次救急当番制度実施の為、船橋市立医療センター・船橋二和病院・千葉徳洲会病院へ転送した患者の小児二次救急該当分は「重症小児紹介ネット」で集計。

年齢別（6歳で分ける）患者数

	休日 (9時～17時)	前準夜 (18時～21時)	平日前準夜 (20時～23時)	準夜 (21時～0時)	深夜 (0時～6時)	計	%
6歳未満	1,238	723	738	261	104	3,064	40.1%
6歳以上	944	527	573	2,173	355	4,572	59.9%

年齢別患者数

年齢	休日 (9時～17時)	前準夜 (18時～21時)	平日前準夜 (20時～23時)	準夜 (21時～0時)	深夜 (0時～6時)	合計	%
0～9	1,719	995	1,000	368	146	4,228	55.37%
10～19	463	255	309	428	71	1,526	19.98%
20～29				424	67	491	6.43%
30～39				309	42	351	4.60%
40～49			1	314	49	364	4.77%
50～59				300	47	347	4.54%
60～69			1	125	25	151	1.98%
70～79				93	9	102	1.34%
80～89				62	3	65	0.85%
90～99				11		11	0.14%
	2,182	1,250	1,311	2,434	459	7,636	

性別

	休日 (9時～17時)		前準夜 (18時～21時)		平日前準夜 (20時～23時)		準夜 (21時～0時)		深夜 (0時～6時)		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
令和6年04月	82	50	47	36	50	38	58	66	17	11	455
令和6年05月	127	101	68	56	70	55	52	91	17	13	650
令和6年06月	62	33	43	47	64	49	72	74	17	14	475
令和6年07月	71	48	62	34	90	52	88	87	14	15	561
令和6年08月	47	38	23	26	58	32	79	60	10	16	389
令和6年09月	72	53	38	32	46	41	63	57	11	13	426
令和6年10月	48	34	33	28	64	42	83	82	19	15	448
令和6年11月	78	64	44	50	49	42	74	92	11	16	520
令和6年12月	284	235	131	119	123	81	260	240	38	33	1,544
令和7年01月	280	186	74	86	47	39	245	220	35	51	1,263
令和7年02月	62	56	48	45	36	45	68	73	11	20	464
令和7年03月	39	32	38	42	52	46	76	74	28	14	441
	1,252	930	649	601	749	562	1,218	1,216	228	231	7,636

※ 平日前準夜 月～金曜日の20時～23時の間に小児科医が診察した患者数を算定

受付時間帯別患者数

受付時間帯	患者数	%
0～	199	2.61%
1～	87	1.14%
2～	54	0.71%
3～	46	0.60%
4～	34	0.45%
5～	38	0.50%
6～	1	0.01%
8～	240	3.14%
9～	377	4.94%
10～	426	5.58%
11～	198	2.59%
12～	1	0.01%
13～	249	3.26%
14～	308	4.03%
15～	263	3.45%
16～	120	1.57%
18～	605	7.92%
19～	375	4.91%
20～	971	12.72%
21～	2,038	26.69%
22～	695	9.10%
23～	311	4.07%
	7,636	

月別患者数

	休日 (9時～17時)	前準夜 (18時～21時)	平日前準夜 (20時～23時)	準夜 (21時～0時)	深夜 (0時～6時)	合計
	患者数	患者数	患者数	患者数	患者数	
令和6年04月	132	83	88	124	28	455
令和6年05月	228	124	125	143	30	650
令和6年06月	95	90	113	146	31	475
令和6年07月	119	96	142	175	29	561
令和6年08月	85	49	90	139	26	389
令和6年09月	125	70	87	120	24	426
令和6年10月	82	61	106	165	34	448
令和6年11月	142	94	91	166	27	520
令和6年12月	519	250	204	500	71	1,544
令和7年01月	466	160	86	465	86	1,263
令和7年02月	118	93	81	141	31	464
令和7年03月	71	80	98	150	42	441
	2,182	1,250	1,311	2,434	459	7,636

※ 平日前準夜 月～金曜日の20時～23時の間に小児科医が診察した患者数を算定

曜日別患者数

休日（9時～17時）

	月	火	水	木	金	土	日	祝・休	年末年始	計
令和6年04月							82	50		132
令和6年05月							97	131		228
令和6年06月							95			95
令和6年07月							75	44		119
令和6年08月							63	22		85
令和6年09月							68	57		125
令和6年10月							53	29		82
令和6年11月							84	58		142
令和6年12月							192		327	519
令和7年01月							123	51	292	466
令和7年02月							68	50		118
令和7年03月							53	18		71
合計	0	0	0	0	0	0	1,053	510	619	2,182
1日平均							20.6	34.0	103.2	

前準夜（18時～21時）

	月	火	水	木	金	土	日	祝・休	年末年始	計
令和6年04月						32	43	8		83
令和6年05月						25	49	50		124
令和6年06月						43	47			90
令和6年07月						33	51	12		96
令和6年08月						19	23	7		49
令和6年09月						18	32	20		70
令和6年10月						23	29	9		61
令和6年11月						31	44	19		94
令和6年12月						80	75		95	250
令和7年01月						44	39	14	63	160
令和7年02月						35	37	21		93
令和7年03月						37	37	6		80
合計	0	0	0	0	0	420	506	166	158	1,250
1日平均						8.4	9.9	11.1	26.3	

曜日別患者数

平日前準夜（20時～23時）

	月	火	水	木	金	土	日	祝・休	年末年始	計
令和6年04月	17	31	17	12	11					88
令和6年05月	11	24	34	31	25					125
令和6年06月	15	38	18	24	18					113
令和6年07月	36	29	25	31	21					142
令和6年08月	12	21	13	29	15					90
令和6年09月	13	16	20	24	14					87
令和6年10月	11	28	24	29	14					106
令和6年11月	14	23	15	22	17					91
令和6年12月	43	41	46	48	26					204
令和7年01月	6	20	15	22	23					86
令和7年02月	12	18	21	16	14					81
令和7年03月	25	16	27	15	15					98
合計	215	305	275	303	213	0	0	0	0	1,311
1日平均	5.1	6.1	5.4	6.1	4.3					

※ 平日前準夜 月～金曜日の20時～23時の間に小児科医が診察した患者数を算定

準夜（21時～0時）

	月	火	水	木	金	土	日	祝・休	年末年始	計
令和6年04月	14	28	11	10	8	27	20	6		124
令和6年05月	5	17	15	15	14	17	22	38		143
令和6年06月	13	22	9	18	7	37	40			146
令和6年07月	8	28	33	19	12	34	29	12		175
令和6年08月	10	19	23	24	13	30	16	4		139
令和6年09月	13	13	18	16	6	21	24	9		120
令和6年10月	12	21	23	24	22	22	36	5		165
令和6年11月	12	27	17	22	19	29	27	13		166
令和6年12月	32	46	52	53	28	85	59		145	500
令和7年01月	18	30	19	31	23	73	68	9	194	465
令和7年02月	17	11	16	20	9	28	29	11		141
令和7年03月	14	17	21	8	13	40	28	9		150
合計	168	279	257	260	174	443	398	116	339	2,434
1日平均	4.0	5.6	5.0	5.2	3.5	8.9	7.8	7.7	56.5	

曜日別患者数

深夜（0時～6時）

	月	火	水	木	金	土	日	祝・休	年末年始	計
令和6年04月	6	3	2	7	1	5	3	1		28
令和6年05月		5	2	2	5	4	5	7		30
令和6年06月	4	4	3	5	5	7	3			31
令和6年07月	3	4	5	5	3	5	2	2		29
令和6年08月	2	3	5	7	4	1	4			26
令和6年09月	1	5	2	3	1	3	4	5		24
令和6年10月	1	10	2	3	6	9	3			34
令和6年11月	2	4	3	2	4	7	3	2		27
令和6年12月	4	5	8	8	7	12	8		19	71
令和7年01月	2	11	5	9	2	14	7	1	35	86
令和7年02月	1	5	6	8		4	3	4		31
令和7年03月	2	8	9	3	4	10	6			42
合計	28	67	52	62	42	81	51	22	54	459
1日平均	0.7	1.3	1.0	1.2	0.8	1.6	1.0	1.5	9.0	

全時間帯合計

	月	火	水	木	金	土	日	祝・休	年末年始	計
令和6年04月	37	62	30	29	20	64	148	65		455
令和6年05月	16	46	51	48	44	46	173	226		650
令和6年06月	32	64	30	47	30	87	185			475
令和6年07月	47	61	63	55	36	72	157	70		561
令和6年08月	24	43	41	60	32	50	106	33		389
令和6年09月	27	34	40	43	21	42	128	91		426
令和6年10月	24	59	49	56	42	54	121	43		448
令和6年11月	28	54	35	46	40	67	158	92		520
令和6年12月	79	92	106	109	61	177	334		586	1,544
令和7年01月	26	61	39	62	48	131	237	75	584	1,263
令和7年02月	30	34	43	44	23	67	137	86		464
令和7年03月	41	41	57	26	32	87	124	33		441
合計	411	651	584	625	429	944	2,008	814	1,170	7,636
1日平均	9.8	13.0	11.5	12.5	8.6	18.9	39.4	135.7	195.0	

居住地別 休日（9時～17時）

市内

鎌ヶ谷市

町名	件数	町名	件数	町名	件数
夏見	107	二宮	11	鎌ヶ谷	7
北本町	82	馬込西	11	中佐津間	3
宮本	78	海神町	10	右京塚	3
前原西	75	高根町	10	道野辺本町	2
習志野台	74	習志野	9	道野辺中央	2
海神	70	八木が谷	9	東道野辺	2
本町	69	滝台	8	東中沢	2
東船橋	68	栄町	7	中央	2
行田	67	二子町	7	西道野辺	2
飯山満町	59	緑台	6	新鎌ヶ谷	2
前原東	57	山野町	6	東初富	1
西船	57	行田町	5	東鎌ヶ谷	1
藤原	56	南本町	5	西佐津間	1
上山町	47	坪井町	5	くぬぎ山	1
本中山	47	東町	4		
芝山	43	みやぎ台	4		
前貝塚町	42	若松	3		
夏見台	41	小室町	3		
旭町	40	米ヶ崎町	3		
薬円台	37	豊富町	3		
三山	36	薬円台町	2		
高根台	34	海神町西	2		
田喜野井	32	金堀町	1		
印内	31	印内町	1		
山手	29	海神町東	1		
丸山	29	高瀬町	1		
松が丘	29	金杉町	1		
浜町	29	日の出	1		
東中山	29	金杉台	1		
中野木	27				
海神町南	27				
湊町	25				
二和西	25				
三咲	25				
市場	25				
大穴南	24				
馬込町	24				
新高根	23				
金杉	21				
葛飾町	20				
南三咲	19				
駿河台	18				
咲が丘	17				
本郷町	15				
二和東	15				
西習志野	14				
古作	14				
大穴北	13				
七林町	13				
坪井東	11	合計	2,049	合計	31

居住地別 前準夜（18時～21時）

市内

鎌ヶ谷市

町名	件数	町名	件数	町名	件数
夏見	69	市場	7	東道野辺	4
北本町	58	馬込町	7	鎌ヶ谷	3
前原西	56	浜町	7	南初富	2
藤原	46	八木が谷	7	南鎌ヶ谷	2
海神	43	高野台	6	くぬぎ山	2
習志野台	38	古作	5	北中沢	1
上山町	34	七林町	5	道野辺本町	1
本町	31	東町	5	東初富	1
東船橋	29	習志野	5	中沢新町	1
飯山満町	29	二子町	5	中沢	1
行田	28	南本町	4	初富本町	1
西船	28	坪井東	4	初富	1
芝山	27	行田町	4	佐津間	1
宮本	27	緑台	4		
前貝塚町	26	坪井西	2		
三咲	25	金杉台	2		
夏見台	25	坪井町	2		
旭町	24	みやぎ台	2		
本中山	22	山野町	2		
田喜野井	18	南海神	1		
二和西	18	日の出	1		
印内	18	海神町東	1		
松が丘	17	海神町西	1		
海神町南	17	米ヶ崎町	1		
二宮	16	滝台町	1		
東中山	16	印内町	1		
丸山	16	若松	1		
山手	15	薬円台町	1		
高根台	15	古和釜町	1		
前原東	14				
金杉	14				
新高根	14				
本郷町	14				
薬円台	13				
馬込西	13				
三山	13				
南三咲	13				
大穴南	12				
二和東	12				
高根町	10				
中野木	10				
駿河台	10				
海神町	9				
咲が丘	9				
大穴北	9				
滝台	8				
葛飾町	8				
西習志野	8				
湊町	8				
栄町	8	合計	1, 155	合計	21

居住地別 平日前準夜（20時～23時）

市内

鎌ヶ谷市

町名	件数	町名	件数	町名	件数
北本町	85	本郷町	6	南鎌ヶ谷	8
夏見	64	坪井東	6	東中沢	6
海神	58	葛飾町	5	鎌ヶ谷	6
行田	51	八木が谷	5	東初富	3
前原西	46	南本町	5	道野辺中央	3
飯山満町	44	高野台	4	道野辺本町	2
藤原	39	栄町	4	南初富	2
東船橋	38	二子町	4	道野辺	2
西船	34	滝台	3	初富本町	2
習志野台	34	金杉台	3	初富	2
上山町	33	古作	3	東道野辺	2
宮本	33	習志野	3	北初富	1
本町	29	山野町	2	馬込沢	1
芝山	29	小室町	2	右京塚	1
夏見台	27	東町	2	西佐津間	1
高根台	25	緑台	2	新鎌ヶ谷	1
二和西	24	みやぎ台	2	丸山	1
海神町南	23	日の出	2	富岡	1
丸山	21	印内町	2		
前貝塚町	21	若松	2		
前原東	20	七林町	2		
浜町	18	坪井町	2		
三咲	18	古和釜町	1		
二宮	18	海神町東	1		
三山	17				
薬円台	17				
旭町	17				
金杉	17				
新高根	16				
印内	16				
南三咲	16				
山手	15				
咲が丘	14				
本中山	14				
東中山	14				
馬込町	13				
中野木	12				
市場	11				
湊町	11				
大穴南	10				
西習志野	10				
二和東	10				
田喜野井	10				
駿河台	10				
高根町	9				
行田町	9				
海神町	9				
馬込西	9				
松が丘	7				
大穴北	7	合計	1, 225	合計	45

居住地別 準夜（21時～0時）

市内

鎌ヶ谷市

町名	件数	町名	件数	町名	件数
北本町	141	南本町	12	東道野辺	10
海神	112	習志野	11	鎌ヶ谷	7
夏見	101	みやぎ台	11	東初富	4
習志野台	86	大穴南	11	南鎌ヶ谷	4
飯山満町	82	馬込西	10	北中沢	3
宮本	76	坪井東	10	東中沢	2
前原西	74	八木が谷	10	道野辺中央	2
上山町	72	西習志野	9	道野辺本町	2
本町	69	金杉台	8	南初富	2
藤原	64	滝台	8	道野辺	1
夏見台	64	日の出	7	くぬぎ山	1
西船	57	七林町	7	中佐津間	1
前貝塚町	56	山野町	6	西佐津間	1
芝山	49	二子町	6	新鎌ヶ谷	1
東船橋	48	東町	5	初富本町	1
山手	47	若松	5	東鎌ヶ谷	1
行田	45	葛飾町	3		
前原東	42	古和釜町	3		
三山	42	高野台	3		
丸山	42	坪井町	3		
旭町	40	緑台	3		
本中山	39	海神町東	2		
三咲	34	海神町西	2		
中野木	31	滝台町	2		
薬円台	31	南海神	2		
浜町	30	印内町	2		
田喜野井	29	坪井西	2		
二和東	29	小室町	2		
二宮	28	金杉町	1		
咲が丘	28	金堀町	1		
市場	27	夏見町	1		
海神町南	27	豊富町	1		
松が丘	25				
駿河台	25				
印内	23				
高根台	22				
金杉	22				
二和西	22				
東中山	22				
新高根	22				
馬込町	19				
古作	19				
海神町	18				
湊町	17				
大穴北	17				
栄町	15				
南三咲	14				
行田町	13				
本郷町	13				
高根町	12	合計	2, 251	合計	43

居住地別 深夜（0時～6時）

市内

鎌ヶ谷市

町名	件数	町名	件数	町名	件数
北本町	26	本郷町	2	東中沢	2
夏見	23	海神町西	2	道野辺	1
本町	21	薬円台	2	東道野辺	1
習志野台	20	金杉	2	東鎌ヶ谷	1
海神	16	印内町	2	初富本町	1
藤原	15	若松	2	初富	1
夏見台	14	行田町	2	丸山	1
上山町	13	咲が丘	2	鎌ヶ谷	1
東船橋	13	二宮	2	くぬぎ山	1
飯山満町	13	滝台	1		
前貝塚町	12	大穴南	1		
宮本	11	坪井西	1		
前原西	11	東中山	1		
海神町南	10	西習志野	1		
前原東	9	高野台	1		
浜町	8	七林町	1		
行田	7	古作	1		
本中山	7	海神町東	1		
旭町	7	八木が谷	1		
三咲	6	山野町	1		
西船	6	二和東	1		
丸山	6	古和釜町	1		
三山	5	米ヶ崎町	1		
新高根	5				
緑台	5				
高根台	5				
松が丘	5				
習志野	4				
馬込西	4				
中野木	4				
山手	4				
市場	4				
芝山	4				
海神町	4				
二和西	4				
駿河台	4				
南三咲	4				
湊町	4				
大穴北	4				
田喜野井	4				
坪井東	3				
日の出	3				
馬込町	3				
印内	3				
二子町	3				
葛飾町	3				
南本町	3				
金杉台	3				
栄町	3				
みやぎ台	3	合計	413	合計	10

居住地別 全時間帯合計

市内

鎌ヶ谷市

町名	件数	町名	件数	町名	件数
北本町	392	高根町	41	鎌ヶ谷	24
夏見	364	葛飾町	39	東道野辺	19
海神	299	栄町	37	南鎌ヶ谷	14
前原西	262	坪井東	34	東中沢	12
習志野台	252	行田町	33	東初富	9
飯山満町	227	八木が谷	32	道野辺本町	7
宮本	225	習志野	32	道野辺中央	7
藤原	220	南本町	29	南初富	6
本町	219	滝台	28	くぬぎ山	5
上山町	199	七林町	28	初富本町	5
行田	198	二子町	25	新鎌ヶ谷	4
東船橋	196	みやぎ台	22	中佐津間	4
西船	182	緑台	20	北中沢	4
夏見台	171	山野町	17	初富	4
前貝塚町	157	金杉台	17	右京塚	4
芝山	152	東町	16	道野辺	4
前原東	142	日の出	14	東鎌ヶ谷	3
本中山	129	高野台	14	西佐津間	3
旭町	128	若松	13	中央	2
丸山	114	坪井町	12	西道野辺	2
三山	113	印内町	8	丸山	2
山手	110	海神町西	7	佐津間	1
三咲	108	小室町	7	中沢新町	1
海神町南	104	古和釜町	6	馬込沢	1
高根台	101	海神町東	6	富岡	1
薬円台	100	坪井西	5	北初富	1
田喜野井	93	米ヶ崎町	5	中沢	1
二和西	93	豊富町	4		
浜町	92	滝台町	3		
印内	91	薬円台町	3		
中野木	84	南海神	3		
松が丘	83	金杉町	2		
東中山	82	金堀町	2		
新高根	80	高瀬町	1		
金杉	76	夏見町	1		
二宮	75				
市場	74				
咲が丘	70				
二和東	67				
駿河台	67				
馬込町	66				
南三咲	66				
湊町	65				
大穴南	58				
本郷町	50				
大穴北	50				
海神町	50				
馬込西	47				
西習志野	42				
古作	42	合計	7,093	合計	150

居住地別

	休日 (9時～17時)	前準夜 (18時～21時)	平日前準夜 (20時～23時)	準夜 (21時～0時)	深夜 (0時～6時)	合計
	患者数	患者数	患者数	患者数	患者数	
船橋市	2,049	1,155	1,225	2,251	413	7,093
その他	133	95	86	183	46	543

その他の市の居住地別

	休日 (9時～17時)	前準夜 (18時～21時)	平日前準夜 (20時～23時)	準夜 (21時～0時)	深夜 (0時～6時)	合計
	患者数	患者数	患者数	患者数	患者数	
鎌ヶ谷市	31	21	45	43	10	150
習志野市	27	19	5	16	3	70
市川市	5	18	7	16	6	52
千葉市	8		3	15	4	30
八千代市	3		3	12	3	21
白井市	2	1	6	9		18
松戸市	3	3		2	1	9
柏市	1	1		3	1	6
浦安市	3			1		4
その他県内	4	5	3	12	4	28

県外患者数

	患者数
東京都	43
神奈川県	23
埼玉県	10
茨城県	8
その他	71

疾患別患者数

休日（9時～17時）

	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科
令和6年04月	110	16		2	4			
令和6年05月	190	24			9	4	1	
令和6年06月	69	15			8	2	1	
令和6年07月	104	9			3	3		
令和6年08月	66	14		1	3	1		
令和6年09月	104	12	1		6	2		
令和6年10月	69	7	1		5			
令和6年11月	111	16			10	4	1	
令和6年12月	485	23		1	7	2	1	
令和7年01月	421	34			6	5		
令和7年02月	85	27		1	3	2		
令和7年03月	44	23			4			
合計	1,858	220	2	5	68	25	4	0

前準夜（18時～21時）

	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科
令和6年04月	61	5		3	9	3	2	
令和6年05月	90	13		1	15	4	1	
令和6年06月	66	15		3	4	2		
令和6年07月	71	19		2	2	2		
令和6年08月	38	7			1	2	1	
令和6年09月	52	10		1	5	1	1	
令和6年10月	46	9		1	4		1	
令和6年11月	65	8		2	14	3	2	
令和6年12月	217	22			6	5		
令和7年01月	141	13	1		1	4		
令和7年02月	55	27		2	9			
令和7年03月	49	21		1	4	5		
合計	951	169	1	16	74	31	8	0

疾患別患者数

平日前準夜（20時～23時）

	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科
令和6年04月	50	17	1	1	13	4	2	
令和6年05月	73	18		3	22	5	4	
令和6年06月	65	20		6	16	4	2	
令和6年07月	89	29	1	3	16	3	1	
令和6年08月	54	23	1	4	8			
令和6年09月	45	18		6	16	2		
令和6年10月	66	15		4	16	1	4	
令和6年11月	56	17		4	7	3	3	1
令和6年12月	155	25		2	17	3	2	
令和7年01月	57	20		2	5	2		
令和7年02月	43	30	1	1	4	2		
令和7年03月	45	33		5	10	1	4	
合計	798	265	4	41	150	30	22	1

準夜（21時～0時）

	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科
令和6年04月	63	20	4	17	13	3	4	
令和6年05月	74	17	5	25	16	5	1	
令和6年06月	91	13	2	21	14	2	3	
令和6年07月	89	28		29	21	3	5	
令和6年08月	66	23	3	26	15	1	5	
令和6年09月	49	18	2	28	16	4	3	
令和6年10月	85	20	5	28	18	2	7	
令和6年11月	99	16	4	25	16	2	4	
令和6年12月	417	36	7	27	11	1	1	
令和7年01月	404	23	5	21	6	2	4	
令和7年02月	62	49		14	9	4	3	
令和7年03月	69	42	4	20	11	2	2	
合計	1,568	305	41	281	166	31	42	0

疾患別患者数

深夜（0時～6時）

	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科
令和6年04月	14	8		1	3	2		
令和6年05月	12	9		2	5	1	1	
令和6年06月	15	11		3		2		
令和6年07月	17	7			3	1		1
令和6年08月	11	6		2	6		1	
令和6年09月	13	5		2	2	1	1	
令和6年10月	16	10	1	2	3	1	1	
令和6年11月	16	8	1		2			
令和6年12月	48	11	2	6		2	2	
令和7年01月	63	13	1	3	3	2	1	
令和7年02月	11	14		1	3	1	1	
令和7年03月	12	25	1	2	2			
合計	248	127	6	24	32	13	8	1

全時間帯合計

	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科
令和6年04月	298	66	5	24	42	12	8	
令和6年05月	439	81	5	31	67	19	8	
令和6年06月	306	74	2	33	42	12	6	
令和6年07月	370	92	1	34	45	12	6	1
令和6年08月	235	73	4	33	33	4	7	
令和6年09月	263	63	3	37	45	10	5	
令和6年10月	282	61	7	35	46	4	13	
令和6年11月	347	65	5	31	49	12	10	1
令和6年12月	1,322	117	9	36	41	13	6	
令和7年01月	1,086	103	7	26	21	15	5	
令和7年02月	256	147	1	19	28	9	4	
令和7年03月	219	144	5	28	31	8	6	
合計	5,423	1,086	54	367	490	130	84	2

診療科別患者数

	内科	外科	小児科	小計
令和6年04月	82	17	356	455
令和6年05月	86	38	526	650
令和6年06月	93	22	360	475
令和6年07月	109	39	413	561
令和6年08月	100	32	257	389
令和6年09月	66	32	328	426
令和6年10月	113	36	299	448
令和6年11月	105	25	390	520
令和6年12月	485	29	1,030	1,544
令和7年01月	482	23	758	1,263
令和7年02月	108	18	338	464
令和7年03月	126	23	292	441
合計	1,955	334	5,347	7,636

休日 (9時～17時)

前準夜（18時～21時）

平日前準夜（20時～23時）

合計

29

合計

37

合計

67

準夜 (21時～0時)

深夜 (0時～6時)

合計	44
----	----

合計	21
----	----

二次医療機関等への搬送
全時間帯合計

発熱	22	COVID19疑い	1	
腹痛	10	右膝関節炎	1	
気管支喘息	9	意識障害	1	
急性腹症	8	異物誤飲	1	
肺炎	7	咽頭炎	1	
急性上気道炎	6	咽頭部外傷	1	
気管支喘息発作	5	右下腿蜂窩織炎	1	
喘息性気管支炎	4	右肩打撲傷	1	
急性胃腸炎	4	右手電撃傷	1	
急性虫垂炎疑い	4	右側腹部痛	1	
早期乳児発熱	3	ケトン性低血糖症疑い	1	
頭部外傷	3	尿路感染症	1	
肺炎疑い	3	心室性期外収縮	1	
嘔吐症	3	心房細動	1	
腹痛症	3	心窩部痛	1	
急性気管支炎	4	精巣上体炎	1	
頸部リンパ節炎	2	精巣捻転疑い	1	
川崎病疑い	2	胆のう炎疑い	1	
脱水症	2	急性蕁麻疹	1	
胃腸炎	2	頭痛	1	
COVID19	2	周期性嘔吐症	1	
川崎病	2	熱性けいれん	1	
新生児発熱	2	熱中症	1	
呼吸苦	2	脳梗塞疑い	1	
乳児発熱	2	頻脈性心房細動	1	
インフルエンザA型	2	不機嫌	1	
アナフィラキシー	2	歩行困難	1	
不明熱	2	溶連菌感染症疑い	1	
RSウイルス感染症	2	喘息疑い	1	
喘息発作	2	腸重積疑い	1	
頭部打撲	2	咽頭蓋炎	1	
急性陰嚢症	2	急性胆のう炎	1	
急性虫垂炎	2	急性肺炎疑い	1	
眼蜂窩織炎	1	急性腹症疑い	1	
咳	1	急性腹痛症	1	
外傷性頭蓋内出血疑い	1	急性扁桃炎	1	
過換気症候群	1	頸部リンパ節腫大	1	
仮性クレープ	1	食物アレルギー	1	
亀頭包皮灸	1	誤飲	1	
急性咽頭炎	1	上腹部痛	1	
気胸疑い	1	左手背蜂窩織炎	1	
めまい	1	左上腕骨顆上骨折の疑い	1	
RSV気管支炎	1	左前腕切創	1	
RSウイルス感染症疑い	1	左前腕打撲	1	
RSウイルス細気管支炎	1	左肘骨折	1	
アセトン血性嘔吐症	1	紫斑症疑い	1	
イレウス疑い	1	手足口病	1	
インフルエンザ疑い	1	急性気管支炎疑い	1	
うつ病	1	血性嘔吐	1	
意識障害の疑い	1			合計 198

会員医療機関

[illegible]

年末年始患者数

年度別・日付別

	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日	計
48年度	32	51	52	61	85	66	347
49	33	38	64	51	57	49	292
50	52	66	104	95	101	111	529
51	27	56	55	54	48	39	279
52	41	75	78	105	102	64	465
53	36	54	81	70	70	43	354
54	45	62	53	53	51	33	297
55	37	45	58	74	61	54	329
56	42	46	57	65	46	43	299
57	41	43	55	52	53	42	286
58	40	57	58	87	76	62	380
59	47	62	61	76	58	51	355
60	40	65	64	76	59	38	342
61	50	65	75	86	75	72	423
62	39	58	60	79	62	56	354
63	47	55	83	87	84	81	437
平成元年	47	74	89	96	96	99	501
2	39	51	55	77	76	32	330
3	36	60	52	61	50	57	316
4	61	78	99	106	115	80	539
5	40	57	64	74	72	53	360
6	45	62	75	79	91	88	440
7	36	56	68	67	55	65	347
8	69	85	91	136	96	106	583
9	46	55	47	59	39	49	295
10	51	49	63	88	65	59	375
11	45	69	63	64	59	70	370
12	30	40	32	54	55	39	250
13	31	38	39	51	42	31	232
14	94	97	121	127	141	119	699
15	94	110	92	111	107	95	609
16	47	84	62	78	82	62	415
17	84	107	104	196	111	86	688
18	46	100	103	121	107	73	550
19	82	96	88	88	69	62	485
20	123	166	194	184	191	198	1,056
21	129	211	254	167	214	169	1,144
22	100	172	196	164	196	165	993
23	131	173	206	185	164	159	1,018
24	95	199	212	149	175	150	980
25	176	192	194	144	174	171	1,051
26	192	272	304	260	270	259	1,557
27	75	160	162	144	170	162	873
28	128	177	178	203	212	208	1,106
29	119	215	227	255	275	170	1,261
30	112	188	200	194	239	195	1,128
令和元年	194	223	198	216	219	189	1,239
2	8	17	19	23	33	18	118
3	25	36	32	46	38	42	219
4	23	40	48	38	42	32	223
5	109	138	167	159	150	139	862
6	177	210	199	227	208	149	1,170

統計表

休日（9時～17時）

受診月	患者数	6歳未満	6歳以上	来院方法		取扱		受付時間								居住地別		疾患別分類										転送
				自己	救急車	保険	自費	8～	9～	10～	11～	12～	13～	14～	15～	16～	船橋市	その他	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科		
令和6年04月	132	96	36	132		131	1	16	20	23	14		9	19	12	19	123	9	110	16		2	4				2	
令和6年05月	228	160	68	228		225	3	20	39	52	31		15	30	28	13	221	7	190	24			9	4	1		5	
令和6年06月	95	60	35	95		94	1	7	14	22	8	1	11	15	13	4	92	3	69	15			8	2	1		2	
令和6年07月	119	86	33	119		117	2	7	10	33	9		15	28	11	6	114	5	104	9			3	3			1	
令和6年08月	85	54	31	85		84	1	8	15	15	10		11	8	14	4	77	8	66	14		1	3	1			1	
令和6年09月	125	79	46	125		124	1	14	20	27	16		11	22	11	4	121	4	104	12	1		6	2			3	
令和6年10月	82	43	39	81	1	80	2	8	16	21	4		7	10	7	9	75	7	69	7	1		5				1	
令和6年11月	142	76	66	142		140	2	8	20	28	16		11	22	26	11	136	6	111	16			10	4	1		2	
令和6年12月	519	243	276	519		513	6	66	107	90	31		71	72	59	23	489	30	485	23		1	7	2	1		3	
令和7年01月	466	237	229	466		464	2	74	85	75	41		67	49	55	20	424	42	421	34			6	5			6	
令和7年02月	118	62	56	118		116	2	8	25	22	12		11	16	21	3	109	9	85	27		1	3	2				
令和7年03月	71	42	29	71		70	1	4	6	18	6		10	17	6	4	68	3	44	23			4				3	
計	2,182	1,238	944	2,181	1	2,158	24	240	377	426	198	1	249	308	263	120	2,049	133	1,858	220	2	5	68	25	4	0	29	

前準夜（18時～21時）

受診月	患者数	6歳未満	6歳以上	来院方法		取扱		受付時間			居住地別		疾患別分類									転送
				自己	救急車	保険	自費	18～	19～	20～	船橋市	その他	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科		
令和6年04月	83	57	26	83		83		39	27	17	76	7	61	5		3	9	3	2		6	
令和6年05月	124	97	27	123	1	123	1	60	41	23	111	13	90	13		1	15	4	1		4	
令和6年06月	90	67	23	89	1	88	2	31	31	28	88	2	66	15		3	4	2			2	
令和6年07月	96	60	36	96		94	2	46	21	29	86	10	71	19		2	2	2			5	
令和6年08月	49	23	26	49		48	1	20	14	15	43	6	38	7			1	2	1		3	
令和6年09月	70	46	24	70		68	2	30	26	14	64	6	52	10		1	5	1	1		4	
令和6年10月	61	39	22	61		57	4	27	22	12	53	8	46	9		1	4		1		2	
令和6年11月	94	42	52	94		91	3	46	26	22	91	3	65	8		2	14	3	2		3	
令和6年12月	250	106	144	250		248	2	152	62	36	234	16	217	22			6	5			2	
令和7年01月	160	79	81	160		158	2	82	49	29	147	13	141	13	1		1	4			4	
令和7年02月	93	53	40	93		93		39	30	24	87	6	55	27		2	9				2	
令和7年03月	80	54	26	80		76	4	33	26	21	75	5	49	21		1	4	5				
計	1,250	723	527	1,248	2	1,227	23	605	375	270	1,155	95	951	169	1	16	74	31	8	0	37	

平日前準夜（20時～23時）

受診月	患者数	6歳未満	6歳以上	来院方法		取扱		受付時間			居住地別		疾患別分類									転送
				自己	救急車	保険	自費	20～	21～	22～	船橋市	その他	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科		
令和6年04月	88	58	30	88		86	2	47	28	13	79	9	50	17	1	1	13	4	2		6	
令和6年05月	125	77	48	125		125		73	39	13	119	6	73	18		3	22	5	4		6	
令和6年06月	113	77	36	113		111	2	54	44	15	103	10	66	19		6	16	4	2		5	
令和6年07月	142	87	55	142		141	1	76	45	21	139	3	89	29	1	3	16	3	1		8	
令和6年08月	90	48	42	90		89	1	45	29	16	80	10	54	23	1	4	8				4	
令和6年09月	87	49	38	87		86	1	43	30	14	78	9	45	18		6	16	2			7	
令和6年10月	106	64	42	106		105	1	57	31	18	100	6	66	15		4	16	1	4		10	
令和6年11月	91	43	48	91		90	1	49	30	12	84	7	56	17		4	7	3	3	1	6	
令和6年12月	204	81	123	204		204		129	52	23	194	10	155	25		2	17	3	2		7	
令和7年01月	86	54	32	86		86		45	27	14	80	6	57	20		2	5	2			3	
令和7年02月	81	45	36	81		79	2	39	30	12	78	3	43	30	1	1	4	2				
令和7年03月	98	55	43	98		98		44	31	23	93	5	45	33		5	10	1	4		5	
計	1,311	738	573	1,311	0	1,300	11	701	416	194	1,227	84	799	264	4	41	150	30	22	1	67	

準夜（21時～0時）

受診月	患者数	6歳未満	6歳以上	来院方法		取扱		受付時間			居住地別		疾患別分類									転送
				自己	救急車	保険	自費	21～	22～	23～	船橋市	その他	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科		
令和6年04月	124	23	101	124		122	2	74	31	19	111	13	63	20	4	17	13	3	4		3	
令和6年05月	143	19	124	142	1	141	2	89	37	17	138	5	74	17	5	25	16	5	1		4	
令和6年06月	146	25	121	146		143	3	94	30	22	136	10	90	14	2	21	14	2	3		4	
令和6年07月	175	25	150	174	1	171	4	118	39	18	166	9	89	28		29	21	3	5		5	
令和6年08月	139	16	123	139		135	4	94	27	18	130	9	66	23	3	26	15	1	5		5	
令和6年09月	120	18	102	120		116	4	69	31	20	105	15	49	18	2	28	16	4	3		5	
令和6年10月	165	26	139	165		163	2	87	51	27	157	8	85	20	5	28	18	2	7		5	
令和6年11月	166	22	144	166		165	1	109	33	24	154	12	99	16	4	25	16	2	4		5	
令和6年12月	500	30	470	500		494	6	365	76	59	462	38	417	36	7	27	11	1	1		1	
令和7年01月	465	24	441	465		461	4	359	70	36	427	38	404	23	5	21	6	2	4		3	
令和7年02月	141	20	121	141		140	1	76	29	36	132	9	62	49		14	9	4	3		4	
令和7年03月	150	13	137	150		149	1	88	47	15	133	17	68	42	4	21	11	2	2			
計	2,434	261	2,173	2,432	2	2,400	34	1,622	501	311	2,251	183	1,566	306	41	282	166	31	42	0	44	

深夜（0時～6時）

受診月	患者数	6歳未満	6歳以上	来院方法		取扱		受付時間							居住地別		疾患別分類										転送
				自己	救急車	保険	自費	0～	1～	2～	3～	4～	5～	6～	船橋市	その他	気道	消化	循環	外科	皮泌	耳鼻	その他	歯科			
令和6年04月	28	10	18	28		26	2	10	7	8	1	1	1		25	3	14	8		1	3	2					
令和6年05月	30	9	21	29	1	30		13	7	1	3	3	3		25	5	12	9		2	5	1	1		2		
令和6年06月	31	9	22	31		31		15	4	7	2	2	1		29	2	15	11		3		2			4		
令和6年07月	29	5	24	29		29		13	5	4	4	2	1		26	3	17	7			3	1		1	1		
令和6年08月	26	4	22	26		24	2	14	3	3	1	1	4		22	4	11	6		2	6		1		4		
令和6年09月	24	12	12	24		23	1	9	4	4	1	3	3		21	3	13	5		2	2	1	1				
令和6年10月	34	10	24	34		34		13	9	4	6	1	1		29	5	16	10	1	2	3	1	1		2		
令和6年11月	27	9	18	27		27		15	9	2	1				23	4	16	8	1		2				1		
令和6年12月	71	9	62	71		68	3	46	11	4	5	2	3		67	4	48	11	2	6		2	2		1		
令和7年1月	86	8	78	86		83	3	29	11	6	14	10	15	1	80	6	63	13	1	3	3	2	1		3		
令和7年2月	31	6	25	31		31		12	5	6	1	4	3		29	2	11	14		1	3	1	1		1		
令和7年3月	42	13	29	42		41	1	10	12	5	7	5	3		40	2	12	25	1	2	2				2		
計	459	104	355	458	1	447	12	199	87	54	46	34	38	1	416	43	248	127	6	24	32	13	8	1	21		

救命救急センター統計
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

入院患者数	3,914	(三次救急 1,975 二次救急 1,939)	29.2%
一次救急患者	9,511		70.8%
合計	13,425		

救命救急センター入院患者の疾患分類

疾患別	人数	三次救急患者	%
頭部外傷	91	69	2.3 %
腹部外傷	22	15	0.6 %
胸部外傷	9	4	0.2 %
四肢外傷	96	27	2.5 %
多発外傷	34	27	0.9 %
溺水	1	1	0.0 %
窒息	1	1	0.0 %
異物	0	0	0.0 %
脳血管疾患	515	493	13.2 %
心筋梗塞	243	215	6.2 %
その他循環器疾患	665	287	17.0 %
代謝性疾患	78	31	2.0 %
呼吸器系疾患	460	150	11.7 %
消化器系疾患	898	308	22.9 %
泌尿器生殖器系疾患	180	54	4.6 %
熱傷	7	3	0.2 %
中毒	28	27	0.7 %
慢性疾患	19	5	0.5 %
その他	567	258	14.5 %
計	3,914	1,975	100.0 %

船橋市夜間休日急病診療所年報
(令和6年度)

発行 船橋市 健康福祉局
健康部 健康政策課

TEL 047-409-0415

障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領

(目的)

第 1 条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現をめざし、法第 7 条に規定する事項に関し、市長、議会及び行政委員会の事務部局に属する職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に、また、自ら進んで対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、法第 7 条第 1 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。以下この対応要領において同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。以下この対応要領において同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。以下この対応要領において同じ。）でない者と比べて不当な差別的取扱い（障害を理由として正当な理由なく財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては

付さない条件を付けることなど）をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（監督者の責務）

第4条 職員のうち、所属長その他職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

（1）日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、

その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その具体的態様（状態・様子・内容）等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分その他の措置に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談受付窓口は障害福祉課とする。

2 相談を行おうとする者は、手紙、電話、ファックス、電子メール、直接の訪問など任意の方法を用いて、相談を行うことができることとする。

3 相談の記録は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対し、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、また、新たに所属長となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるため、研修を実施するよう努めることとする。
- 3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領に係る 留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

なお、障害者の家族や支援者に対する不当な差別的取扱いが障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者やその家族、支援者等に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者やその家族、支援者等にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

○障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。

- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにさせる。
- 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム、研修会等への出席を拒む。
- 障害があることを理由として、一律に施設への入室を拒否したり、条件を付ける。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害があることを理由に付添者の同行を拒む。
- 障害があることを理由として、一律に無視をしたり、子ども扱いをすること。
- 市施設及び施設を利用する者に対する著しい損害発生のおそれ、その他のやむを得ない理由がないのに、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。）の同伴を拒む。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が

見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。

（障害者本人の安全確保の観点）

○車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う。（行政機関の損害発生の防止の観点）

○行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認する。（障害者本人の損害発生の防止の観点）

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者やその家族、支援者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要とし

ている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。なお、障害者の家族や支援者に対し合理的配慮を提供しないことが、障害者本人の権利利益に不利益を与えることがあり得ることに留意すること。

2 合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置（それに見合う他の方法等）の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対応に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることもなり得る。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障

害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者やその家族、支援者等に丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には、前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意

する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）

○スロープ等が設置されていない場所では、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープ等を用意するなど、車椅子利用者への移動への配慮を行う。

○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。

○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

○研修会等を開催する場合には、移動距離が少ないところの部屋を利用する。障害者の意向を確認したうえで可能な限り移動と受講・閲覧がしやすい席を案内する。

○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

○不随意（本人の意によらない）運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

○事務所等が2階にある等、障害者が窓口に行くことが困難な場合は、職員が1階で受付対応をしたり、事務所等への移動の補助をする。

○庁舎内に多目的トイレ等が設置されている場合は、必要に応じて案内する。

○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

○市施設において、大浴場やプールなど、さまざまな理由で身体障害者補助犬を一時的に同伴できない区域がある場合は、あらかじめ身体障害者補助犬の待機場所を決めておく。

○イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。

○視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

（合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例）

○筆談、読み上げ、手話、点字、指点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）、トーキングエイドなどの障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる手段を可能な範囲で用意して対応する。

○電話での意思疎通が困難な場合には、電子メールやファックス等などで意思疎通を行うなどの配慮をする。

○窓口、受付などの机の上に筆談用のメモ用紙等を準備する。

○会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意して使用する。

○会議等の場面では、発言者が変わる度に発言者の名前を告げてから話し始める。

○会議等においては、通訳を介することにより時差が生まれるので、相手に通じたことを確認してから進行する。特に質問の有無の問いかけ、多数決の場面は、タイムラグがあることを考慮する。

○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

○聴覚障害者に説明をするときは、口が見えるようにして話し、視覚的な補助を行ったり、並行して動作を取り入れる。

○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

○盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害のある者）に必要な応じて、その者のコミュニケーション方法（指点字、触手話等）での情報提供と通訳及び移動を支援する。

○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

○比喻表現（たとえによる表現）等が苦手な障害者に対し、比喻（たとえ）や暗喩（たとえるものとたとえられるものをそれとなく示すこと）、二重否定表現などを用いずに説明する。

○説明をする際には、短くわかりやすい言葉で、口頭に加え手順書で行うなど、複数の方法で実施する。

○障害者から申出があった際に、2 つ以上のことを同時に説明することは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記したり、時計盤を使用して伝達するなどの

配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。また、紙等を書いて伝達したり、書面を示す場合には、ルビを付与した文字を用いたり、極力ひらがなを用いたり、分かち書き（文を書くとき、語と語の間に空白を置く書き方）を行ったりする。

○パニック状態になったときは、刺激しないように、また危険がないように配慮し、周りの人にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守る。また、パニック状態の障害者へ落ち着ける場所を提供する。なお、提供にあたっては、可能な限り本人の意思を尊重した配慮を行う。

○意思疎通が難しい障害者に対し情報を伝えるときは、本人が頷いていたとしても、口頭のみならずメモを渡し、伝達事項を確認する。

○複数の伝達事項がある場合、一枚の紙でまとめて伝えるなどの配慮を行う。

○会議等の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な障害者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

○会議等の進行に当たっては、職員等が例えば進行の予定や約束事などを事前に紙でまとめて知らせるなど、障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

（ルール・慣行の柔軟な変更の例）

○順番を待つことが苦手な障害者に対し、順番を教えてあとどのくらい待つのか見通しを示したり、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。

○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、本人の意向を聞いたうえで、スクリーン等に近い席を確保する。

○車両乗降場所や駐車場、駐輪場等を施設出入口に近い場所へ変更する。

○敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、不随意（本人の意によらない）の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、障害特性や施設の状態に応じて別室等のスペースを準備する。

○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

○説明会や会議等において、定期的な休憩を入れたり、個別に説明をする時間を設ける。休憩の際には、場所の確保等について障害特性に応じた配慮を行う。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）

○試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

○イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

○電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを紹介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

○介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。

○自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

（合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例）

○事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）

○抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）

○イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を断ること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）

船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針

1 趣旨

この指針は、市及び指定管理者が設置する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置及び管理について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

施設の利用者及び職員並びに施設周辺の通行者等の心肺停止者に対し、AED を使用した救命の機会を広げ、救護体制の強化を図ることを目的とする。

3 設置施設

AED を設置する施設（以下「設置施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員等による日常的な点検の実施及び緊急時の市民への貸出しに対応できない施設にあっては、設置施設から除外するものとする。

- ① 市の行政財産のうち、同一の建物内又は隣接する建物内に共同で使用するができる AED が設置されていない施設
- ② 24 時間営業のコンビニエンスストア
- ③ 私立の認可保育所、幼稚園及び認定こども園
- ④ その他市長が特に必要と認めた施設

4 設置台数

AED の設置台数は、一の設置施設につき 1 台とする。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

5 管理者及び点検担当者の設置

AED を適切に管理するため、設置施設ごとに AED 管理者（以下「管理者」という。）を置く。管理者は、設置施設を所管する課長又は設置施設の長若しくはこれに準ずる者をもってこれに充てる。また、管理者は、設置施設に AED 点検担当者（以下「点検担当者」という。）を設置する。

6 管理者の責務

管理者は、善良な管理者の注意をもって AED の適切な管理を行い、AED を常に良好な状態に保つよう最大限努めるものとする。また、設置施設内の他の事務機器や各種備品と同様に、AED の盗難、第三者による破壊及び汚損の防止を図るものとする。

7 点検担当者の責務

点検担当者は、AEDを使用する際、管理不備等により正常に作動しないことを防ぐため、AEDの日常的な点検を実施するものとする。

8 その他

この指針に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この指針は、平成29年9月30日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年3月13日から施行する。

○船橋市夜間休日急病診療所条例

平成23年12月20日
条例第25号

船橋市夜間休日急病診療所条例

(趣旨)

第1条 この条例は、夜間及び休日における急病患者に対し応急的な診療を行うため、夜間休日急病診療所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、夜間休日急病診療所を設置する。

2 夜間休日急病診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市夜間休日急病診療所
- (2) 位置 船橋市北本町1丁目16番55号
(平27条例45・一部改正)

(診療科目)

第3条 船橋市夜間休日急病診療所（以下「診療所」という。）の診療科目は、内科、小児科及び外科とする。

(業務)

第4条 診療所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 夜間及び休日における応急的な診療に関すること。
- (2) その他市長が必要があると認めること。

(指定管理者による管理)

第5条 診療所の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 第11条第1項に規定する診療費の収受に関すること。
- (3) 診療所の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他診療所の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 診療所の事業計画書
- (2) その他規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による診療所の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が診療所の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 診療所の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 診療所の管理に係る収支状況
- (3) その他診療所の管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項
(診療日等)

第10条 診療所の診療日及び診療時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て診療開始時刻を繰り上げ、又は診療終了時刻を繰り下げることができる。

- 2 前項ただし書の規定により診療開始時刻を繰り上げ、又は診療終了時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休診日を設け、又は診療時間を変更することができる。
(診療費等)

第11条 診察料、処置料、投薬料その他の診療費（以下「診療費」という。）の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）に基づき算定した額とする。ただし、診療報酬算定方法により算定しがたいものは、別表第2に定める額とする。

- 2 診断書等の交付に要する手数料の額は、別表第3に定める額とする。
(診療費等の納付)

第12条 診療費は、診療の都度指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、診療費の支払期日を延期し、又は分割して支払わせることができる。

- 2 前条第2項に規定する診断書等の交付に要する手数料は、市長に納付しなければならない。
(診療費の収入)

第13条 診療費は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償)

第14条 指定管理者及び利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者及び診療所の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、診療所の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成26年3月28日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(船橋市夜間休日急病診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 28 第35条の規定による改正後の船橋市夜間休日急病診療所条例の規定は、施行日以後の診療に係る診療費等であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の診療に係る診療費等又は施行日前に納付された診療費等については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年9月30日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日から引き続く診療時間に行われる診療に係る船橋市夜間休日急病診療所の位置については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(船橋市夜間休日急病診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 31 第33条の規定による改正後の船橋市夜間休日急病診療所条例の規定は、施行日以後の診療に係る診療費等であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の診療に係る診療費等又は施行日前に納付された診療費等については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月28日条例第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市病院事業の設置等に関する条例別表第1の14の項の規定及び第3条の規定による改正後の船橋市夜間休日急病診療所条例別表第2の3の項の規定は、令和7年4月1日以後の診療に係る診療費について適用し、同日前の診療に係る診療費については、なお従前の例による。

別表第1

(平27条例45・一部改正)

診療日	診療科目	診療時間
1 日曜日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。次項において同じ。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	小児科	午前9時から午後5時まで及び午後6時から翌日の午前6時まで
	内科及び外科	午後9時から翌日の午前6時まで

2 土曜日（年末年始及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）	小児科	午後6時から翌日の午前6時まで
	内科及び外科	午後9時から翌日の午前6時まで
3 前2項に掲げる日を除く日	小児科	午後8時から翌日の午前6時まで
	内科及び外科	午後9時から翌日の午前6時まで

別表第2

（平26条例1・平31条例1・令7条例15・一部改正）

種別	単位	金額
1 自動車損害賠償責任保険に係る者の診療費	1件	診療報酬算定方法に定める所定点数に20円を乗じて得た額
2 診療等に特別な経費を要したとき	1件	実費
3 前2項に定めるもののほか一般診療費	1件	診療報酬算定方法に定める所定点数に10円を乗じて得た額

備考 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるもの以外のものに係るこの表の3の項に規定する診療費の額は、同項の規定により算定した額に、その額に100分の10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。

別表第3

（平26条例1・平31条例1・一部改正）

種別		金額（1通につき）
普通診断書		1,650円
特別診断書	生命保険用	5,500円
	交通事故用	
	その他	3,300円
死亡診断書		2,200円
普通証明書		1,100円
特別証明書	生命保険用	5,500円
	交通事故用	
	その他	2,200円
その他証明書		330円

○船橋市夜間休日急病診療所条例施行規則

平成23年12月28日
規則第89号

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市夜間休日急病診療所条例（平成23年船橋市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書等)

第2条 条例第7条の規則で定める申請書は、船橋市夜間休日急病診療所指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第7条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第7条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(指定の通知)

第3条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市夜間休日急病診療所指定管理者指定通知書（第2号様式）により、指定されたものに通知するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例第5条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

第1号様式

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者氏名



指定管理者の指定を受けたいので、船橋市夜間休日急病診療所条例第7条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

第2号様式

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市夜間休日急病診療所条例第8条の規定により、下記のとおり指定管理者として指定したので、通知します。

記

- 1 指定する施設
- 2 指定期間

第1号様式

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代 表 者 氏 名

指定管理者の指定を受けたいので、船橋市夜間休日急病診療所条例第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする施設

2 指定を受けようとする期間

(申請書類3)

法人等概要書

令和 年 月 日現在

法人その他の団体種別		
(フリガナ) 名 称		
主たる事務所の所在地		〒
(フリガナ) 代表者氏名		
設立年月日		
法人その他の団体設立 の趣旨・目的・沿革		
資本金（基本財産）		
従業員数		
主な業務内容		
免許・登録		
市内所在の 事務所又は 事業所	事務所の 名称	
	所在地	〒
	電話番号	

(申請書類4)

誓 約 書

船橋市長 あて

令和 年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者の指定申請を行うに当たり、申請者及び申請者の役員等が募集要項に定める申請資格のうち、以下の事項に該当していないことを誓約します。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する一般競争入札の参加者の資格を有しない法人その他の団体
- ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、3 年を経過しない法人その他の団体
- ③ 労働関係法令の規定を遵守していない法人その他の団体
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体
- ⑤ 役員等（法人にあつては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人その他の団体
- ⑥ 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体

※上記④～⑨について、船橋市暴力団排除条例（平成 24 年船橋市条例第 18 号）に基づき、関係行政機関（警察）に照会することがあります。

(申請書類5)

(申請時) 労働条件チェックシート

施 設 名 船橋市夜間休日急病診療所

団 体 名

貴団体の労働条件についてチェックし、【×】が付いた選択肢をチェックした場合、申請資格がないものとみなします。

チェック項目		チェック結果
1 就業規則		
(1)	常時使用する労働者が10人以上である事業場において、法令で記載が義務付けられている事項を含む就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。 ※場所的に分散しているものは、原則として別個の事業場として取り扱う。	☐ 就業規則を作成し、届け出ている。 ☐ 就業規則を作成しているが、届け出ている。【×】 ☐ 就業規則を作成していない。【×】 ☐ 対象となる事業場がない。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。変更した場合も同様か。	☐ 就業規則を作成し、届け出ている。 ☐ 就業規則を作成しているが、届け出ている。【×】 ☐ 就業規則を作成していない。【×】 ☐ 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 ☐ 対象となる事業場がない。
2 労働条件等の明示		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。	☐ 明示している（メール等を含む）。 ☐ 明示していない。【×】
(2)	短時間労働者・有期雇用労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口、⑤更新上限有無と内容、⑥無期転換申込機会についておよび無期転換後の労働条件（「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと）について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	☐ 明示している（メール等を含む）。 ☐ 明示していない。【×】 ☐ 短時間労働者・有期雇用労働者を雇用していない。

(3)	短時間労働者・有期雇用労働者を雇い入れる際、事業主が実施する雇用管理上の措置として、①不合理な待遇の禁止、②差別的な取り扱いの禁止、③賃金決定、④教育訓練の実施、⑤福利厚生施設の利用、⑥通常の労働者への転換、の内容について説明しているか。	☐ 説明している。 ☐ 説明していない。【×】 ☐ 令和3年4月1日以降に短時間労働者・有期雇用労働者を新規雇用していない。
3 労働時間		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	☐ 所定労働時間は、法定労働時間内である。 ☐ 変形労働時間制を採用している。 【→(2)の質問へ】 ☐ 所定労働時間が法定労働時間を超えている。【×】
(2)	変形労働時間制をとる場合（1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など）は、労使協定等によりその旨を定めているか。	☐ 労使協定の締結または就業規則等に要件を定めて、1か月単位の変形労働時間制を導入している。 ☐ 労使協定の締結および就業規則等に要件を定めて、1年単位の変形労働時間制を導入している。 ☐ 定めていない。【×】 ☐ 変形労働時間制をとっていない。
(3)	労働者の労働日ごとの始業・終業時刻の確認・記録方法は適正に行われているか。	☐ 事業主が自ら現認することで確認し記録している。 ☐ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的記録を基礎として確認し、適正に記録している。 ☐ これらの記録方法を行っていない。 【×】
(4)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	☐ 算定している。 ☐ 算定していない。【×】

(5)	裁量労働制が適用されている人や管理監督者を 含め、労働時間は、タイムカード等の客観的な方法 その他適切な把握方法や適正な自己申告などに基 づき、適正に把握しているか。	☐ 適正に把握している。 ☐ 適正に把握していない。【×】
(6)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得さ せ、かつ適法であるか。	☐ 適法に取得させている。 ☐ 適法に取得させていない。【×】
(7)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与 えているか。	☐ 与えている。 ☐ 与えていない。【×】
(8)	時間外労働・休日労働は、適正に選出した労働者 の過半数を代表する者(過半数代表者)と締結し、労 働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わ せているか。	☐ 労使協定の範囲内で行わせている。 ☐ 労使協定の範囲内で行わせていな い。【×】
(9)	(8)の労使協定(36協定)は、法律による上限の 範囲内で締結しているか。	☐ 法律による上限の範囲内で締結し ている。 ☐ 法律による上限の範囲内で締結し ていない。【×】
(10)	短時間労働者を含む全ての労働者に労働基準法に 定める年次有給休暇を与えているか。	☐ 与えている。 ☐ 与えていない。【×】
(11)	労働者(管理監督者を含む)に年次有給休暇が10 日以上付与されている場合、使用者は労働者の意 見を聴取したうえで、年次有給休暇を付与した日 (基準日)から1年以内に5日、取得時季を指定 して与えているか。	☐ 与えている。 ☐ 与えていない。【×】
4 賃金		
(1)	賃金は直接労働者に通貨で(同意に基づいた金 融機関への振込や一定の要件を満たしたデジタル 払いを含む)毎月1回以上、定期に全額(税金、社 会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控 除可)を支払っているか。	☐ 支払っている。 ☐ 支払っていない。【×】
(2)	全ての労働時間について最低賃金額以上の時間 給を支払っているか。	☐ 支払っている。 ☐ 支払っていない。【×】
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及 び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増 賃金を支払っているか。	☐ 支払っている。 ☐ 支払っていない。【×】
5 法定帳簿		

(1)	事業場ごとに、各労働者について（日雇労働者を除く。）労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	☐ 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 ☐ 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。【×】 ☐ 労働者名簿を作成していない。【×】
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	☐ 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 ☐ 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。【×】 ☐ 賃金台帳を作成していない。【×】
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は3年間保存しているか。	☐ 保存している。 ☐ 保存していない。【×】
6 労働安全衛生		
(1)-1	常時 50 人以上の労働者が使用される事業場では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	☐ 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 ☐ 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。【×】 ☐ 対象となる事業場がない。
(1)-2	産業医を選任した事業者は、産業医に対して、時間外・休日労働時間が1か月あたり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報等を提供しているか。	☐ 提供している。 ☐ 提供していない。【×】
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される事業場では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	☐ 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 ☐ 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。【×】 ☐ 対象となる事業場がない。
(3)	常時 50 人以上の労働者が使用される事業場では、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、1年以内ごとに1回、定期的に労働基準監督署に検査結果等報告書を提出しているか。	☐ ストレスチェックを実施し、提出している。 ☐ ストレスチェックを実施しているが、提出していない。【×】 ☐ ストレスチェックを実施していない。【×】 ☐ 対象となる事業場がない。

(4)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される事業場では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	☐ 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 ☐ 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。【×】 ☐ 対象となる事業場がない。
(5)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	☐ 行っている。 ☐ 行っていない。【×】
(6)	雇入時及び 1 年以内ごとに 1 回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	☐ 行っている。 ☐ 行っていない。【×】
(7)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して 5 年間保存しているか。	☐ 保存している。 ☐ 保存していない。【×】
(8)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から 3 か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	☐ 聴いている。 ☐ 聴いていない。【×】
(9)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	☐ 通知している。 ☐ 通知していない。【×】
(10)	常時 50 人以上の労働者が使用される事業場では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	☐ 提出している。 ☐ 提出していない。【×】 ☐ 対象となる事業場がない。
(11)	ハラスメント防止の方針等を明確化し、相談体制を整備した上で労働者に周知啓発を行っているか。	☐ 行っている ☐ 行っていない。【×】
7 法令等の周知		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨、就業規則を、①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	☐ 周知している。 ☐ 周知していない。【×】
8 雇用保険・社会保険		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	☐ 行っている。 ☐ 行っていない。【×】
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	☐ 行っている。 ☐ 行っていない。【×】
9 高齢者雇用		

(1)	高年齢者の65歳までの雇用確保措置として次のいずれかの措置を講じているか。 ①定年の引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の廃止	☐ いずれかの措置を講じている。 ☐ いずれの措置も講じていない。【×】
10 障害者雇用		
(1)	常時厚生労働省令で定める数以上の労働者を雇用している事業主である場合は、障害者の雇用に関する状況を公共職業安定所に報告しているか。	☐ 報告している。 ☐ 報告していない。【×】 ☐ 報告する義務がない
(2)	障害者雇用納付金の納付義務がある場合は、過去2年度分の障害者雇用納付金（納付期限の到来したもの）を納付しているか。	☐ 全て納付している。 ☐ 納付していない障害者雇用納付金がある。【×】 ☐ 納付すべき障害者雇用納付金がない。
11 外国人雇用		
(1)	新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合は、厚生労働大臣に外国人雇用状況の届出をしているか。	☐ 届出をしている。 ☐ 届出をしていない。【×】 ☐ 外国人を雇用していない。
12 育児・介護休業等について		
(1)	最新の法令に準拠した育児・介護休業等の規程を作成・届出をしているか。	☐ 育児・介護休業等規程を作成し、届け出ている。 ☐ 育児・介護休業等規程を作成しているが、届け出していない。【×】 ☐ 育児・介護休業等規程を作成していない。【×】 ☐ 対象となる事業場がない。
(2)	妊娠、出産（配偶者を含む）、育児、介護の申出を行った従業員に対して、会社から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認を行っているか。	☐ 個別の制度周知・意向確認を行っている。 ☐ 個別の制度周知・意向確認を行っていない。【×】

※ 申請時以前に法令違反があった場合でも、申請時に、法令に則った手続等を内部規程等で定め、申請時以降確実に法令が遵守される場合は、法令を遵守しているものとしてチェックをしてください。

(申請書類6)

役員名簿

[illegible]

(申請書類7)

年 月 日

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者指定申請辞退届

船橋市長 あて

住 所

申請者 法人の名称

代表者氏名

船橋市夜間休日急病診療所指定管理者指定の申請を辞退します。

理 由

担当者連絡先

氏名 : _____
TEL : _____
FAX : _____